

第17回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年9月29日（月）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子(代理出席：)	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
波多江 秀枝)	
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中	環境省地球環境局環境協力室長
川 亜起子)	
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部企画課長
杉本 聡	JBIC 環境審査室第二班課長
熊代 輝義	JICA 審査室準備室次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎	JBIC 開発業務部次長
岡崎 克彦	JBIC 環境審査室室長
植嶋 卓巳	JICA 企画部次長

午後 1 時 3 0 分 開会

開 会

○原科座長 こんにちは。時間になりました。若干名お見えでない方がおられますけれども、一応 16 名の過半数はおそろいなので、定刻より始めさせていただきます。

きょうが中間報告書をまとめるまでの最終の委員会になりました。お手元の資料にございますように議題は 4 点ございます。「論点に関する議論」、2 番目は「10 月以降の当面の措置について」、3 番目、「補足調査について」、4 が「今後の進め方について」ということで 4 つございます。

1 時半から 6 時半まで、5 時間覚悟していただきたいと申し上げましたが、もし早く終わればそれにこしたことはないのですが、5 時半までに終われば区切りがいいと思います。けれども、若干延びるかもしれませんということでお願いいたしました。

議 題

(1) 論点に関する議論

○原科座長 それでは、まず「論点に関する議論」に移ります。

その前に前回の議論がございまして、質問がたくさん出まして、そのお答えを用意していただいたということですので、その御説明からお願いしたらどうかと思います。資料はどれになりますでしょうか。これは後で説明した方がいいですか。この前の質問の回答はないのかな。

○事務局（熊代） 外務省からは前回回答しきれなかった質問の答えをペーパーで提出していただいています。

○原科座長 外務省の残りの部分。後でとしましょうか。この前の続きをやった方がいいと思いましたが、それは後にしましょう。

それでは、協力準備調査に関してはいかがでしょう。

整理しますと、基本的にはガイドラインの対象であるということで御異議はないですね。扱い方は注意しなければいけないという議論がありました。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

協力準備調査につきましては、前回議論が途中になっていたかと思います。僭越ながら委員の方々の御発言の前に進め方を提案させていただきたいのですが、前回、実施前の段階、実施中の段階、その後の情報公開と分けて議論したらどうかと提案させていただきまして、実施前の手続についての議論がおおむね終わったのかなと認識しております。

その上でなのですが、お手元に、前回の議論を踏まえまして、私どもから提出させていただいておりました「NGOによる提案」を改訂したものをお配りさせていただいておりますので、ちょっとだけそれについて御紹介させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。右肩に資料17-1-4とついたペーパーでございます。

○原科座長 それでは、今の御提案で、協力準備調査について、実施前についてはおおむね議論は終わったと。ただ、実施中、それからその後、あと2つの段階があるということで、前の議論を踏まえて資料を用意していただいたということで、17-1-4ですね。皆さん、よろしいでしょうか。お手元を御確認ください。

○一般参加者（満田） それで、資料17-1-3というものは、前回配布させていただいたものをこの修正提案に応じて手直ししたものでございます。

○原科座長 図も少し変わっていると。

○一般参加者（満田） はい。

これについては、有償資金協力と無償資金協力を、前回の外務省からの御説明なども踏

まえまして2つに切り離しております。資料17-1-3の表紙が有償資金協力及び協力準備調査に関するフローの提案、裏側が無償資金協力に関するフローの提案で、これについては、論点といたしましては協力準備調査の後に論じられるとっております。ですから、当面は、この表紙の協力準備調査のフローも踏まえたフローの提案というものを横目で見ながらお聞きいただければと考えております。

資料17-1-4の方の修正提案ですが、前回、JICAの植嶋さん、それから中澤さんから、重ねられる手続は重ねることが望ましい、それから公示前に情報公開することは非現実的かもしれないとか、現地に調査団を派遣するということが固定的に書かれるのはどうなんだというような問題の指摘があったかと思えます。

それを踏まえまして、私どもといたしましても、提案のエッセンスは残しつつ削除した部分がございます。

まず、上の「TOR案を含む調査実施計画書案の作成」のところ、真ん中の「現地に調査団を派遣する」というくだりを削除しております。それから、より重要かもしれないのは、これはもともとの提案は、「協力準備調査の実施決定前に調査実施計画書案を作成する」と提案させていただいていたのですが、このうちのTOR案については調査を実施した後に作成することもあるというお話でしたので、これ全体については「協力準備調査の実施前に」という表現に変えております。それが上の段の修正の御説明です。

下の四角ですが、「協力準備調査実施前の情報公開」ということで、当初の提案では、案件名や案件概要、TOR案を含む調査実施計画書案を協力準備調査の実施決定前に公開するという提案でした。それから実施決定後に調査実施計画書そのものを公開するというもので、これについては公開としては重過ぎるという御意見があったと思えます。そういった議論を踏まえまして、案件名、案件概要でしたらこの段階では決まっているということでしたので、その2つについては実施決定前に持ってきて、後段については、いずれにせよTOR案は公示の形で公開されるという御説明があったので、ここではあえて公開の形式などについては書いていないわけですが、とにかくTOR案を調査の実施前に公開して、外部からの情報提供・意見表明を歓迎し、必要に応じてそれらを反映させる、そういう提案に書き直しております。

以上の修正提案だったら手続的なフィージビリティは高いのではないかと考えているのですが、その点につきまして何かインプットがございましたらお聞かせいただきたいと思えます。

○原科座長 前回の議論を踏まえて提案を修正されるということで、今御説明のとおりでございます。私の理解では、おおむねこのようなことであれば公開可能だとお答えになったと思いますけれども、そんな理解でよろしいでしょうか。皆さんも同じような理解をしておられますか。特段に御発言がないようでしたら、大体この形ならいけるだろうと判断いたします。

では、一言どうぞ。

○J B I C (中澤) J B I Cの中澤でございます。ありがとうございます。前回いろいろと協議させていただいたことに基づきまして修正提案をいただいたということで理解しております。

例えば上の方の四角の「TOR案を含む調査実施計画書案の作成」ということで、現地に調査団を派遣するということを実地踏査ということを書いていただいた意味は、1つには、必ずしも東京のJICA本部から派遣するということは意味しない、もちろん事務所がある国においては事務所から、あるいはさまざまなJICAのファシリティがありますので、そういったことも含めて現地踏査をということだと理解しています。それから、余りバリエーションの話をし出すと切りがないのですけれども、原則的な考え方であって、継続案件等でさまざまな中間管理等が行われているようなものについては、そういったことも当然現地踏査であったり意見聞き取りということになるのであって、必ずしも協力準備調査を打つ案件、その打つすぐの段階といいますか、調査実施計画書を作成する段階において改めてやるということは意味しないということで理解させていただきたいと思っておりますけれども、もし違うようであれば教えてください。

2つ目の「協力準備調査実施前の情報公開」のところですが、この委員会の中身は環境社会配慮ですから、環境社会配慮に関するTOR案ということで理解しますが、それについての公開、前々から私どもの方で申し上げているのは、協力準備調査については、例えばコンサルタントの方であったり、物によっては総研系のところであったり、そういうところに委託をして調査いたしますので、いずれにしてもそういう委託先を選定するために公示をいたします。ただし、TOR案というのかなりいろいろな段階があると思っております、外務省と協議をして政策性を確認いただくときも、ある程度の調査の内容は、それをTORと呼ぶかどうかは別として、あると思います。次に、その確認結果を踏まえて、あるいはここでも言っているような、例えば現地でのさまざまな情報を踏まえて実施計画書をつくっていく段階においてもTORはブラッシュアップさ

れていくと思います。さらに言えば、その時点でのTORをもとに公示をさせていただいて、それをもとに委託候補先からプロポーザルを徴求するわけですので、プロポーザルを出してくるところの意見も当然反映されてくると思いますし、さらには、契約交渉があったり、契約が結ばれた後にスコーピングの話があったり、そういう段階でいずれにしても折々変わっていくことになると思いますけれども、この御提案の「実施前に」という言葉は、契約とかそういう形式的なことよりも、実質的な本格調査といたしますか、そういうものの前にということに理解してよろしいかということだけお伺いしたいと思います。

○原科座長 今のに関してお答え願えますか。若干御質問がございました。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

お尋ねの2点とも、私どもとしてもおおむねそのように考えております。TOR案につきましては、御説明のとおり調査準備の進行に伴いましてある程度深まっていくのかなと考えておまして、必ずしも形式的に契約前ということではないのですが、とはいうものの、現実問題、契約後に大きな提案があり、それが受け入れられた場合は、ちょっと事務的な話なのですが、契約変更などの手続が発生してしまうのかなということは考えております。

○JICA（植嶋） JICA企画部の植嶋です。どうもありがとうございました。前回の議論を大分反映していただいているのかなと思っています。

他方、ここまで詰めてくると、「実施前」という言葉と「実施決定前」という言葉を使い分けされているのですけれども、実施決定とは何ぞやというのを確認しておかないといけないかなと思っているのです。満田さんはどういう段階を実施決定前というふうに。これまで我々が御説明させていただいたフローの中でですけれども。

○一般参加者（満田） 御質問ありがとうございました。

私たちの提案の中では、あえて実施決定ということ強く意識したような提案になっております。一方で、JICAさんの御説明の中では、そこら辺については外務省との協議を踏まえ実施決定をするというような表現ぶりになっていたように考えております。私はJICA内での意思決定の仕組みはいま一つよくわかっていないのですが、例えばSAPROFなどにおいて、JBIC内部でその必要性について検討がされて、何らかの行内手続を経てやると決めることになると思うのですが、その何らかの行内手続、例えば委員会が開かれるとか、それを経てSAPROFを実施するという決定が下されるといったことを念頭に置いております。その前の段階でこれらの点についてクリアにしてくださいと、

そのようなことを想定しています。

○原科座長 具体的にどういうところが実施決定になるかとそちらのお考えも示してもらった方がいいですね。

○J I C A (植嶋) 今のお話を聞いて、そういう意味で使っておられるのだなど。要するに、新J I C Aとしていわゆる決裁行為等で実施決定をするという意味でお使いになられていたということで了解いたしました。

○原科座長 今のでいいですか。「実施決定」と「実施」というのはちゃんと区別できるということですね。了解したということでございます。新J I C Aの組織なりの決裁行為ということでございます。よろしいでしょうか。

○清水委員 (代理：波多江) 済みません、よろしいでしょうか。

きょうは清水が所用で出席できませんので、FoE Japan から私が代理で出席させていただきます。波多江です。よろしくお願いいたします。

1点、このTOR案の公開なのですけれども、公示の形で公開されるということで、公開という形は確保されていると理解しているのですけれども、前回の御説明でもありましたとおり、これはある一定の時期で消えていってしまう情報であるということで、私たちとしましては、例えば案件名、案件概要など、カテゴリ分類がホームページで公開されるのであれば、そのプロジェクト情報と同じところにTOR案のリンクも張っていただけたらより見やすいのかなと思っております。また、特に資金協力につながる案件であれば、そういうTOR案の情報などはその後もアクセスできるような状態で残していただきたいということが1つありますので、そのあたり御考慮いただければなと思っております。

○原科座長 この件はどうですか。残しておくというのは。

○J B I C (中澤) 今のお話は、公示情報というのは委託先選定に係る手続についての情報としてのみならず、その案件をさまざま形成していっていずれ本体事業につながっていく一過程の重要な情報なので、今J I C Aの方がどの程度の期間載せているかというのは私も正確には承知していませんけれども、事業情報とともにできる限り長く出すようにということで理解しました。テクニカルなこともありますのですぐにご回答できる話ではありませんけれども、趣旨について、そういう御意見があったということは了解いたしました。

○原科座長 その方向で検討していただくということでよろしいですか。

○J B I C (中澤) テクニカルティですから。

○原科座長 テクニカルな問題があるから即答はできないけれども、そういう方向で……

○JICA（植嶋） 前回の会議でこの話は出ましたので、ちょっと心配になりまして帰ってウェブサイトをもう一度開いて見たのですが、そんなにアクセスしにくいと思います。比較的簡単にアクセスできますし。

○原科座長 消えてしまうのが困るということですよ。時間が来たらなくなってしまうから、それを……

○JICA（植嶋） かなり長い期間……

○清水委員（代理：波多江） 拝見させていただきまして、現在、2007年ぐらいまでは上れたかなとは思うのですけれども、前回、1年程度で消えていくということでしたので、資金協力につながるとなると、そのプロジェクトの実施期間中にはもうこうした情報にアクセスできないのかなと思いましたが、御提案させていただいたのですが。

○原科座長 それは残しておいても構わないのでしょうか。そんなにマシブでもない、ほんの少しだから。

○JICA（植嶋） 残しておいても構わないような気がするのですが、かなりテクニカルな問題なので、ここではいとすぐには言えませんが、そういうお話があったことはきちんと……

○原科座長 文書管理問題は社会全体で今大きな問題になっていますから、残していただいた方がいいと思いますね。文書管理法案も今一生懸命つくろうとして、政府はそういう動きをやっていますから、こういう場合には当然残していただくという方向でお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、この部分はそのようなことで一区切りつけます。

次に、先ほど満田さんから、実施中、その後についても議論してもらいたいということですが、この件に関しましてはいかがでしょうか。御意見ございますでしょうか。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

調査実施中につきましては、実は前々回にその概略は御説明させていただいております。このフロー図を見ながらポイントだけ再度御説明いたします。

まず、私どもの提案といたしましては、一部調査実施前も含まれているのですが、TOR検討のときに環境社会配慮面での協力準備調査の検討として一番重要となってくるのは、

E I Aとか住民移転計画あるいは先住民族配慮計画などの必要性ですとか策定状況の確認なのかなということ、まずそういった手続があろうと。それから、そうした文書が全くない場合、必要であってかつ全くない場合には策定支援的なことが行われるのかなと。そういった文書があるが不十分だと判断されるようなときは補完調査型になるのかなと想定しております。それぞれについてTOR段階で、E I Aがある場合はその内容をレビューして補完調査の計画をつくるのであろうというようなことでそれぞれのフローが決まってくるのかなと想定しております。

それから、こういった環境社会配慮調査が行われる場合は、現行J I C Aガイドラインの開発調査のガイドラインの規定に倣いまして、スコーピング段階、それから最終報告書ドラフトの作成段階、この2回においてステークホルダー協議が必要になってくるということ想定しております。現行J I C Aは、これに加えて調査概略報告書が策定された段階、つまりこの2つの段階の真ん中ですね、多分報告書的にはインテリム的な段階なのかなと思っておりますが、そこにおいても協議を入れております。これにつきましては、確かに一からF/SといたしますかE I A等を策定している場合には、場合によっては必要になってくるのかなと思っておりますが、補完調査型、つまり既にE I Aや住民移転計画等々があるような場合は、やはりスコーピング段階と最終報告書案の段階の協議が非常に重要になってくるのかなと考えておりますので、その真ん中段階の協議は必要に応じてなのかなと考えております。

それから、M/P+F/S型の調査の場合ですが、これにつきましてはマスタープラン段階で、特に代替案の検討ですとかS E A的な要素とか、スコーピングの協議が重要になるかと思っておりますので、その段階で協議を行い、優先事業や、とにかく支援対象事業などが固まっていく、その固まった、つまりF/S段階に入ってから、F/S的な手続に準じて協議を行っていくというようなことを想定しております。

なお、マスタープランのカテゴリ分類に関しましては、私どもの6月11日付のNGO提案においてカテゴリ分類についての提案をさせていただいておりますが、確かに個別案件の顔が見えない段階でカテゴリ分類するというのは厳しいこともかなりあるわけですね。とはいうものの、カテゴリA案件が含まれる可能性があるカテゴリはやはり少し重く考えて手続を進める必要があるということは恐らく異論がないところではなかろうかと考えておりますので、マスタープランのカテゴリ分類につきましては、非常に軽微なカテゴリCと、カテゴリAまたはB、つまりA+Bと私たちは表現しておりますが、その2つの分類

で当面は進めていいのではないかという提案をしています。

なお、これは、JETROの環境社会配慮ガイドラインの案件形成調査なんかも、フェーズが早過ぎて案件の顔が見えづらいということで、そのような考え方で2分類のカテゴリ分類を採用しておりますので、それに準じたような形にしております。

とりあえず私からは以上ですが、適宜他の提案者の方からも補足していただけますとありがたいです。

○原科座長 では、今の御提案に対して補足するような御説明があればお願いいたします。——よろしいですか。

では、今の御提案に対して御意見をいただきたいと思います。一から調査を行う場合には現行の開発調査のようなプロセスがいいだろうという御提案ですね。補完的な調査の場合には少し簡略化できるのではないかという御説明だったと思います。

何かインプットありますか。

○J B I C（中澤）最後のマスタープランのカテゴリ分類のところですけども、協力準備調査がかなり幅の広い調査を想定しているせいもありまして、スタートの時点でどの程度の情報が途上国の開発ニーズですとか既存の調査からアベイラブルかというのはいろいろなケースがあると思っていて、そういうケースになりますと、いずれその結果に基づいて協力シナリオ等が作られて、その後に出てくる案件が環境社会配慮上のA案件が全くないということを説明するのは非常に困難な話なのかかなと思っているのです。ここは現実的にはどのように考えて今御意見をいただいているのかということなのですけども、いただいた図を見ますと、いずれにしても、M/P+F/S型の場合については、カテゴリ分類、TORの検討等が行われた上で、個別案件については、それが策定支援型になるのか補完調査型になるのかは別として、また上に戻っていくということで、そちらの方で個別案件についての配慮が続いていく、という言い方が適当なのかわかりませんが、そのあたり、現実的にどういう流れで考えたらいいのかというのは多少私の頭の中では整理がついていないのです。もし何か示唆をいただければ。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 現行のJ I C Aのガイドラインのマスタープランの規定を1つの参考としてつくったのですが、実はここで重要なのは、恐らく環境社会配慮的な側面を協力準備調査の中に盛り込むべきものと盛り込むべきでないものという程度の振り分けしかできないと思うのです。そういう意味で2つのカテゴリで十分ではないかと申し上げている

わけですが、現行の J I C A のガイドラインを見ても、マスタープランに関してはカテゴリ A になるか B になるかで大きな規定の違いがあるわけではなくて、T O R の中に「戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する」という文言がありますが、これは必ずしもカテゴリ A だけではなくて、A でも B でもこの規定はかかってくる……

○原科座長 参照箇所を言っていただけますか。

○福田委員 済みません。J I C A のガイドラインの 3. 2. 3 の 4 番目です。

○原科座長 開発調査ですね。

○福田委員 はい。これはマスタープランの本格調査に関する規定なのですが、A だろうが B だろうが、基本的には「戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する」ということで規定されています。そうすると、実は、A になるか B になるかというのはこの段階では物すごく大きな手続上の違いが出てくるわけではない。アセスが必要か必要じゃないかという非常に大きな違いは本体事業になれば出てくるわけですが、そういう意味で、マスタープランの段階でカテゴリが A か B かになることで大きな違いがあるわけではないと思っています。違いがあるとしたら、ステークホルダーとの協議が義務か、あるいは必要に応じてかというのが、マスタープラン段階でのカテゴリ A、B の唯一の違いなのですね。ステークホルダー協議はカテゴリ B の場合でもやるのが望ましいだろうと。もちろん、この段階では案件の顔がどこまで見えているかという問題がありますから、どこまでステークホルダー協議の対象者を明確にこのプロジェクトの影響住民という形でできるかというのは難しい問題がありますが、そうではなくても、必要に応じて関心のあるステークホルダーとの協議を行うことはこの段階でも可能だと思いますので、恐らくそういう形では A と B でそれほど違うことをやることにはならないだろうと思っています。むしろ重要なのはカテゴリ C、要するに、M / P + F / S のようなものでも、どう考えても環境影響はないよねというものはこの段階で取り除いて、環境社会配慮の手続から外していくというカテゴリ分類がここでは重要なのかなということで、このような提案をさせていただきます。

○原科座長 満田さん。

○一般参加者（満田） 地球・環境人間フォーラムの満田です。

御指摘のようにいろいろなケースがありまして、カテゴリ C をうまく切り分けることが可能なのかどうかという趣旨の御質問だと理解しているのですが、プロジェクトになっていくものが、例えば医療・保健・健康関係、教育関係というようなマスタープランも考え

得るかと思ひまして、そういう明らかにAなりBなりになりそうなセクターではないものと、一方で、電力関係ですとか道路建設ですとか港湾整備とか、そういった選択されたプロジェクトがカテゴリAになる蓋然性が高いようなプロジェクトもありますので、それはA+Bの方に組み入れられるのかなと考えています。

○原科座長 私、JETROのガイドラインづくりにもお付き合いしましたので思い出しましたが、確かにこの段階では余り詳細に分けても意味がないかなというようなことで議論したと思います。

○事務局（熊代） 御提案の趣旨はわかったのですけれども、もう一つ追加で質問なのですが、6月17日付のNGO提案を見ますと、一番最後の環境社会配慮審査会のところに、対象案件として、「カテゴリA案件（マスタープランについてはカテゴリA+B案件）については必ず」と書いてあるのですけれども、この御提案は、審査会についてもA+Bは全部かけてくださいと、要するに実質的にA案件の扱いをするのだというふうに見えるのですけれども、そういう御提案なのでしょうか。これは確認です。

○福田委員 その段階での提案としてはそういう内容です。具体的にガイドラインの内容が固まってきて、審査会に何をかけるかというのは改めて議論することになると思いますので、その点はそのときに議論させていただくことになるのかなと思うのですが、特に大きな環境影響があるようなものの場合、そもそもどの案件を取り上げるのかという段階でどのような検討がなされているのかということが非常に重要になるかと思っております。その段階での第三者の関与というのが1つ重要なポイントなのかなとは思っています。ただ、詳細についてはまた追って議論することになるのかなと思います。

○事務局（廿枝） 資料17-1-3の紙ですが、審査会についてはここでは特に御提案はなく、審査会については従来議論をして、具体的な運用方法も交えて今後詳細に検討していきましょうということになったと私は理解しているのですが、ここでおっしゃっているスコーピング案の協議とかドラフトファイナルの協議というのはあくまで現地ステークホルダーとの協議の話だと理解していたのですが、それで間違いないのかというのを確認させていただきたいのです。

ついでにもう1点ですけれども、その下の方に協力準備調査報告書の公開とあるのですが、前々から申し上げているように、協力準備調査そのものは環境社会配慮面以外のさまざまなTORに基づく調査内容を含んでおりますので、この新JICAの環境社会配慮手続のフローにおいてカバーされるべきものというのは、このフロー図の上の方にございま

すが、環境社会配慮関連の調査がある場合とない場合でまず入り口で分かれて、環境社会配慮面の調査を実施する場合はこういうフローであるべきであるという御提案だと理解しておりますので、協力準備調査の中の環境社会配慮関連の調査に関するTOR、あるいはドラフトファイナルレポートとか最終報告書の環境社会配慮関連部分の現地協議とか公開の話として整理されるべきものであると考えます。

○原科座長 協力準備調査の中で環境社会配慮関係の報告をしない場合もあるというお考えですか。

○事務局（廿枝） ええ。協力準備調査の中で、環境社会配慮については相手国政府が既にやっている場合も当然ございますし、その場合は環境社会配慮以外の部分で協力準備調査で補完をする場合もございます。ゼロから環境社会配慮面に関する調査を協力準備調査の中でやる場合であっても、当然1個の協力準備調査の中では、環境社会配慮面に係るTORもあれば、それ以外のTORも含めて1つの調査としてやる場合がございますので、その場合は、環境社会配慮面に関する調査についてどの段階でどのように情報公開するか、あるいは現地ステークホルダーと協議するのかなというのが環境ガイドラインの中に定めるべき手続だと考えます。

○原科座長 協力準備調査自体が環境社会配慮の対象ですから、協力準備調査の中の構成要素として環境社会配慮面が全くないということはないんじゃないですか。全くないということはあるのですか。

○事務局（廿枝） それは、協力準備調査というのは案件のまさに形成に関する調査ですので……

○原科座長 そのときに環境社会配慮はマストなんですよ。そこの考え方が大事なんですよ。

○事務局（廿枝） それでしたら、このフロー図の最初の方の「環境社会関連調査を実施せず」という矢印は不要だということになりますよね。そうではなくて、協力準備調査というのは案件形成に関するさまざまなTORを含んだ包括的な調査ですので、環境社会配慮面の調査を一部として含む場合もケースとしては多いと思いますけれども、環境社会配慮面について既に十分な調査が相手国政府等によってなされているということで、環境社会配慮面を含まない協力準備調査というものも十分存在し得ると思います。

○原科座長 そうすると、協力準備調査の場合に、環境社会配慮を全くやらない場合もあるというお考えですね。

○事務局（廿枝） ええ。

○原科座長 環境社会ガイドラインの対象だけれども、その段階でスクリーニングがあって、これ以上先に進まなくていいという、そういう解釈になりますか。

○事務局（廿枝） 無償を含むと話がややこしくなるので有償資金協力に限って言いますと、新 J I C A において有償資金協力を行う案件の中には、新 J I C A 自身が協力準備調査を行った上で本体事業に有償資金協力を行う場合と、相手国政府が既に F / S をやっていて、それに対して新 J I C A としては協力準備調査を特段行わずに、相手国政府等の F / S に基づいて本体事業を有償資金協力で支援する場合と、大きく 2 つに分かれるわけです。相手国政府の F / S に基づいて本体事業について資金協力を行う場合、これが現状の我々の有償資金協力では半分以上を占めているのですが、これは引き続き新 J I C A でも残るわけです。

またさらに細かくなりますが、相手国が F / S をやりましたというのもさらに 2 つに分かれまして、相手国としてはこの F / S で十分フィージビリティが確認されたので円借款を要請するというふうに正式な意思決定をして要請している場合であったとしても、我々から見るとその案件を審査するに当たっては補完的に調査をしないとなかなか審査できかねるという場合もあるわけです。ですので、相手国が F / S をやった案件であっても、我々が現状では S A P R O F という形で補完している場合、それは新 J I C A では協力準備調査の一環になりますので、相手国政府が F / S をやっても、それを補完する協力準備調査をやる場合があるわけです。それは冒頭の 2 つの大きな分類の中間的な段階ということです。

ゼロから F / S を新 J I C A において協力準備調査でやる場合には、当然環境社会配慮面の調査は含みます。それは F / S をやった上で、さらには環境社会配慮も当然 E I A 等やるという場合ですね。

だから、問題は、相手国は F / S をやっているけれども新 J I C A が何らかの補完的な協力準備調査をやる必要があるという場合に、その補完の内容が環境社会配慮面も含む場合もあれば、環境社会配慮面は相手国で既に F / S や E I A できちんとやられているけれども、それ以外の部分、例えばエンジニアリングとかその他の部分でどうしても我々としては補完的に調査しないと審査に進めないという場合、それは環境社会配慮面を含まない補完的な協力準備調査をやるという場合もあり得るということでございます。

○原科座長 どうぞ。

○福田委員 先ほど廿枝さんから2点ほど御質問をいただきまして、2点目については議論を区切ってやった方がいいのかなと思っています。というのは、協力準備調査報告書の公表の方針については別途JICAから資料が出ておりまして、これについて御説明していただいた上で議論しないと議論が錯綜するかなと思うので、公表までの協力準備調査の実施中に関する私たちの提案ということで議論を一たん終息させていただいた方がいいかなと思います。

○原科座長 公表についての話は後回しで。

○福田委員 はい。

1点目の廿枝さんからの御質問についてはそのとおりということでありまして、ここで「協議」と書いてあるのは、現地におけるステークホルダーとの協議の支援の問題であります。

○原科座長 それから、審査会の関与に関してこの御提案には入っていないということをさっき廿枝さんがおっしゃったと思いますけれども。

○福田委員 6月にさせていただいた提案の中では、協力準備調査の手続の中で具体的に、TORの検討段階、スコーピング案、それからドラフトファイナルの段階という3つの段階で審査会の助言を得るべしということを提案させていただいております。

ただ、私の理解では、この委員会の審議としては、具体的にどのタイミングで、あるいはどのようにしてという問題については、ガイドライン全体の立てつけが明らかになるのを見ながら、もう少し後の段階で改めてそれぞれ提案を持ち寄って議論しようということになっていたかと思いますので、その6月に私たちがさせていただいた提案そのものを中間報告書の段階で盛り込んでくださいということでは今の段階ではございません。

○原科座長 よろしいですか。審査会の設置というのは決まったと思いますけれども、その関与の仕方はこれからさらに詳細に詰めていきたいと思います。

では、実施中に関してほかにございますでしょうか。

○高梨委員 さっきのマスタープラン段階の話なのですが、福田さんもマスタープラン段階でのステークホルダー協議ができるのではないかというお話があったのですが、今我々が考えるマスタープランというのは、地域開発ですとかセクター開発を考えるときに、特に現地の方たちを特定できるようなレベルまでマスタープランでおろせるかなという疑問が若干あるのですね。言うはやすいのですけれども、例えば実際ステークホルダーを集めてきてそこでしっかりした協議をやるというようなことがマスタープラン段階で

きるかということになると若干疑問があるのですね。特にB案件みたいなことまで言われると、どのくらいできるかなというところもある。ステークホルダー協議というのはいろいろな意味で議論になっていまして、私どもも、現場でどう集めるか、漏れがないようにするか、タイミングよくやるかということではいつも悩んでいるのです。なかなか現地では住民票その他がないので、その中で探してこななければいけない。それで集めたときに一体何を話すかというときに、余り抽象的なことを話しても、現実にはいろいろな仕事を休んで来られる方を考えると、本当に実のあるステークホルダー協議ができるのかということを中心に考えながらやっているのです。そういう意味で、マスタープラン段階で果たしてステークホルダー協議という、要するに関係者を集めて、このプロジェクトは今後こうなりますというようなことをしっかり言えるかなということで、この辺は慎重に考えた方がいいのではないかなという気がいたします。

それと、私はおくれてきたのですけれども、協力準備調査の事前の情報公開ということで、これは前回も議論になったかと思えますけれども、満田さんなんかは既に御承知のとおり、TOR等の公開ということで見たときに、それを30日間公開して、果たして実際ポイントになる問題点等が公示されている情報から十分つかめるかなということに疑問を感じています。私どもでも、実際は最初にインセプション段階で現地に行って初めて具体的な情報がつかめるというところもあります。現在のJICAさんの仕組みではTOR等の内容は比較的一般化されていますので、当然そこでは環境社会配慮を十分やるようにと書いてありますけれども、では具体的にということになるとさらに進んでみないとわからない状況があります。今、迅速化というのが大きな課題になっているのです。プロジェクトがいろいろな規制や手続でおくれることが物すごく多いものですから、ここで30日間とめておいて本当に十分な情報が検討できるかということについては、正直余り積極的に賛成できないところがあります。この段階で30日間設けるよりも、後段の方でしっかり詰めた方がいいのではないかという気がいたします。

○原科座長 ちょっとネガティブな御意見ですが、2つ目はこの前議論して答えが出たと思います。とめることにならないように情報の種類を限定しましたので、とめるという話ではないと思います。もうわかっていることを早目に公開していただくという話だったと思います。30日間というのはですね。だからその分情報として十分ではないかもしれないという議論だったと思います。

○福田委員 2点目の点については、先ほどちょっとフロアの方から満田さんに説明して

いただいて、高梨さんがいらっしゃる前だったので申しわけなかったのですが、実施決定前30日間公開していただきたいという情報については、案件名、事業概要、それからスクリーニング、カテゴリ分類、その根拠というところに絞りました。そういう意味では、TOR案を実施決定前に公開してくださいという形ではきょうは議論していないということで、基本的にはTOR案というのは、一応前回の議論を踏まえて、公示の段階で出てくるものを見て、それについてこちらとして意見を言う機会を設けていただき、それは反映していただきたいという形で、TORについて一定の期間公開しなさいという形ではきょうは御提案していないというのが2点目に対する回答です。

事業の形成の早期の段階で何か意見を言う人がいるとしたら、それは恐らく既に現地を知っている人だと思うのですね。何か出てきたものを見て、そこから現地を訪問して、こういう問題があるのではないかということをおつづけるというのは、恐らくもっと後の方の話で。しかし、私たちが現場で見ていると、既にこの地域にこういう事業をやるということがうわさ話としてはずっとあり、あるいは政府の計画としてはずっとありという中で、JICAが支援しようとしているというタイミングで意見をおっしゃる方は多分いらっしゃるだろうと思っています。

それから、1点目のマスタープランのカテゴリ分類というか、ステークホルダー協議の問題ですけれども、1つは、ここで私たちから御提案させていただいたのは、あくまで協力準備調査として行われるマスタープラン、すなわち、最終的には具体的な日本政府による資金協力につなげていくことを目的として行われるマスタープランの話でありますので、現在JICAが開発調査として行っているマスタープランと必ずしも一対一に対応するわけではないのかなと。より具体性の高い複数ものから優先案件、優先プロジェクトを絞り込んでいき、日本の政府の支援がそれに向かって歩いていくという中でこの調査は実施されることになるので、もう少し具体性の高い調査になるであろうと思っています。

それから、ステークホルダーとの協議が難しい、どのくらい関心を集められるのかというのは、この段階ではそういうことはあるのかなと思います。ただ一方で、例えば現在マスタープランとして実施されていてカテゴリBとされているものの中に、これは何度かお話ししましたが、カンボジアの水力発電マスタープランというのがあって、カテゴリBだということステークホルダーとの協議は必ずしも必須でないということになっているのですが、カンボジアにはこの水力発電の問題についてこれまで活動してきたNGOが多数ありまして、こういう人たちから、実際にきちんとステークホルダー協議が行われていない

じゃないかという私たちへの苦情というか、JICAは何をやっているのだということを知っているところはありません。そういう意味では、現地に入って行って、現地の住民を広く集めてという形でのステークホルダー協議がここで可能かどうかということはケース・バイ・ケース出てくると思いますし、工夫のしようはあると思うのです。しかし、JICAのガイドライン上、現地ステークホルダーというのは決して影響住民だけを指しているわけではございませんので、そういう意味では、より広いステークホルダーとの協議というのはカテゴリB案件でも可能だし、必要だろうと思っています。

○高梨委員　そういう意味でフレキシブルにやるということになっていけばまだいいと思うのですけれども、現在は、TORでステークホルダー協議をやるといった場合には、今、それなりに相場観というのができていまして、やはりある程度関係者を集めてということになって、ケース・バイ・ケースですからこの場合は向こうの政府機関だけというようなことが果たしてできるのかというのが実際のフィールドではよくあります。そういう面では、言うはやすいのですけれども、やはりマスタープラン段階でのステークホルダー協議というのは慎重にした方がいいと思います。

それから、私もそうだと思いますけれども、協力準備調査の事前の情報公開は、恐らくプロジェクトについての課題なり問題点を十分知っている人たちがいて、その人たちが問題提起をするのだらうなど。ですから、公開して30日間を見て、それでもって問題提起をする人というのは、我々現場でやっている者でもわからないと思いますので、それであれば、むしろ内容の点で後段で十分議論した方がいいんじゃないかなという気がしています。30日間公開して、そこで意見を言って、それがどういう形で反映されるのかなというときに、さっき言ったようにTORもある程度標準化されていますので、やるかやらないかという議論でしたら別ですけれども、本当に30日間そこでとめることがいいのかという疑問を持っています。

○原科座長　とめることにならないという判断で提案を変えたわけですが。30日間とめることにならない。これはもう決まっていることを早目に出していただくという趣旨です。それは前回議論しました。ですから中身からTORを外したのです。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田）　地球・人間環境フォーラムの満田です。

少し私の説明がわかりづらかったのかもしれないのですが、TORの公開については現状に合わせた形の提案にしたつもりなのです。要は、前回の御説明だと、公示のような形

で公開しているから意見があればそのときに言う機会がありますよということだったので、それに合わせて、形式を余り問わずといいますか、とにかく外部から意見が言えるように公開するべきでしょうという提案にしたつもりです。つまり自然な形でやっても現行と変わらないのですが、ただしガイドライン上は「外部からの意見を歓迎する」というような文言を入れてくださいという提案でございます。

それから、マスタープラン段階の協議につきましては福田委員の御意見に賛成なのですが、現行のJICAの開発調査のマスタープランは、ステークホルダーとの協議については必要だということで先ほど言われた3. 2. 3の4に書いてあるわけですね。ですから、より確度の高い協力準備調査で、確かに案件の顔が見えて、ここで橋をつくります、道路をつくります、発電所をつくりますという協議も非常に重要だと思っているのですが、その一步前の段階で、いわゆるSEA的な考え方に基きまして、例えば、この地域全体に洪水防止計画のニーズがあります、政府側としてはこうこうこういう事業を考えているのですが、オプションとしてはこうこうこういうものがあります、皆さんはどう考えているのでしょうかというコンサルテーションも非常に重要ですし、現行のJICA・JBICの環境ガイドラインのかなりメインの思想だと思っているのです。確かに工夫は必要だと思いますし、御苦労されていることは重々存じているわけですが、ただ、これを削ってしまうことの意味合いというのも非常に大きいなと思っているのです。つまり、早期の段階でのステークホルダー協議をいかに個々の手続に落としていくかということなのかなと考えている次第です。

○原科座長 早期段階からの情報公開ということがまずあります。それから住民の関与というのは基本的な考え方できたと思いますけれども、ただ、実際にやってみて難しい点があるという御指摘がございますので、いろいろ工夫するようなことを何か考えなければいけないという感じがいたします。

どうぞ、中川さん。

○小林委員（代理：中川） 協力準備調査実施前の情報公開について高梨委員がおっしゃったことで、私もさっきのところで言いそびれてしまって、確認したかったのですが、この四角の中に書いてある2つの段落の違いがよく読み取れないところがありまして、これまでの御説明で、今実施されている公示でも大体できるようなことというふうにおっしゃっているのであれば、次のようにこの文章を変えることで十分対応できるのではないかという考えです。つまり、第1段落は削除して、第2段落は、「TOR案の公開」という言

葉のかわりに上に書いてあることを全部入れる。つまり、今のいろいろなコンサルタントへの公示情報というのは、案件名、案件概要、カテゴリ分類のようなものは含まれていまずので、それを公開することでここでおっしゃっている趣旨には対応できるのではないかと思います。恐らく「実施決定前に」というところで意図がおありなのだと思うのですが、公示が実際にウェブサイトに掲示されてから30日間で契約が締結されてということもなかなかありませんし、その間にウェブサイトに掲示されているものをごらんになった方から、こんな重要な環境情報を知らないでこんな公示を書いているというような指摘があれば、それは反映できる、吸収できるような体制は出てくるのではないかと思います。そういう点から言えば、高梨委員がおっしゃるような、じっと待って30日間何もしないでというようなことにもならないわけですので、この2つの段落というのがそのような趣旨であれば、今のような修正で十分対応可能なのではないかということをご提案したいと思います。

○福田委員 済みません、2つ御提案をいただいたと思うのですが、1点目が上の四角の削除ということで、2点目としてどういうことをおっしゃったのか、もう一度お願いできますか。

○小林委員（代理：中川） この2つの段落を1つにまとめてしまうということです。

○原科座長 2つの段落というのは、この下の箱の中の2つの案をということですか。

○小林委員（代理：中川） そうです。「新JICAは、案件名、案件概要……」で始まっている段落と、「新JICAは協力準備調査の実施前に……」で始まる段落、その2つ。

○原科座長 1つ目は削除してしまって、30日前に、案件名、案件概要、カテゴリ分類、その規模、根拠を公開する必要ない、TOR案の公開が次にあるのだからそれで全部含んでいるのだから、それでいいという御意見ですか。

○小林委員（代理：中川） 私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですが、ここで書いてある案件名、案件概要、カテゴリ分類のようなものとTOR案との違いというのはどういうことを想定されているのでしょうか。私はJICAやJBICのウェブサイトで掲示されているコンサルタントのプロポーザルを徴求するための公示を念頭に置いているのですが、それを世の中に公開して、こういうTORで、こういう問題意識で、こういう調査をやってくださいというプロポーザル徴求のためのノーティスを出すわけですが、

○原科座長 全部含んでいるからいいという御意見ですね。

○小林委員（代理：中川）　そうです。

○原科座長　だから、皆さんは、一部の情報は30日早く出してもらいたいということを言っているのですね。

どうぞ。

○福田委員　御意見ありがとうございます。

私たちとしてはその2つは明らかに違うものとして御提案させていただいております。TOR案の公開という問題は、確かに調査をどのように実施するかという点についてインプットを受けるためにこういうアクションが必要だろうということをここでは提案させていただいているのですが、その前の案件名、案件概要等は、調査の内容というよりはむしろ、これから日本政府として支援を予定し、案件形成について協力準備調査を使って支援していくという案件そのものの内容、例えばどこどこにダムをつくるであるとか道路をつくるであるとかいうことに関する情報ということになって、この2つは別だと思うのです。もちろん、TORの中に上が含まれるのは、それはそのとおりなのですが、私たちとしてはこれは別のものとして提案させていただいております。

それで、どうして実施決定前の情報公開ということに私たちがこだわるのかということも多くの方が疑問に思っているのかなと感じました。これは大きく分けて2つの理由があると思っています。

1つは、私たちとしては、そもそも協力準備調査をやるべきでないという案件はあり得ると思っています。協力準備調査をやっしまえば、その後、調査が走り、案件の熟度が高まっていく中で、その案件について実際に実施される確度はどんどん高まってくると思うのです。そういうものについて、そもそもこの事業は余りに環境影響が大きくて調査をやるべきではないのではないかという声自体はあり得ると思いますし、前回ちょっと御紹介させていただきましたが、そういう理由でJBICの皆様に物を申し上げて、最終的にSAPROFをやらなかったという案件もあるわけですね。そういう意味では、まず調査をやるべきかやるべきでないかということについて一たんパブリックからの意見を聞く機会が最低限あるべきだろうというのが、この30日間の意味であります。

もちろん、この情報が公開されることにより、調査自体をこうするべきだ、あるいはこういう影響が予期されるのでTOR案に含めてほしいという情報がこの段階で上がってくるということも恐らくあり得ると思います。それはTOR案を検討する最中にインプットが可能になるので、それはそれで望ましいことだと思うのですが、しかし、限られた情報

であっても実施決定前に情報公開してくださいと言っていることの大きな意味というのは、そもそも実施決定について一般の人たちあるいは現地のステークホルダーからのインプットを得る機会があるべきだという趣旨であります。

○J B I C（中澤） 皆さんのおっしゃっていることはそれぞれわかるものですから、非常に難しいと思っています。といいますのは、恐らく福田さんがおっしゃったこと的前提は、言葉の定義にもよりますけれども、一たん実施を決定してしまったら、実施決定時点でわからない情報が出たところでやめられないだろうと。すなわち、協力準備調査をやること自体、国民のお金を預かってやらせていただいている調査として適当ではないというケースがあるにもかかわらず、一度意思決定をしてしまったらTORの調整とかそういうことで調整し切れないような悪い案件だってあり得るのではないかと、多分そういう前提なのではないかと思うのです。

一方で、高梨委員がおっしゃった、仮に案件概要的なものがわかった段階で30日待つということになると、まさに迅速化ということが政策として言われている中で全体のプロセスがおくれるのではないかということも念頭に置く必要があると思っております。そういう意味では、実施決定というのは、今のイメージとしてはどちらかという公示前に実施決定が行われるという前提なのかなと、御提案自体をそのように理解しておりますが、それが違っていたらまた教えていただきたいのですけれども、だとすると、るる申し上げますように、新J I C Aとして、外務省の方から政策的な観点でこの調査の実施が問題ないかどうか確認を得るというプロセスがあつて、それとの関係で、一体いつの時点でこういった公開ができるのか、確認を得てから30日というのは正直長いなという部分がありますので、むしろ、公示をし、TOR案等も公開をした上で、そこからプロポーザルを書きいただいたり、その評価をし、契約をネゴする間には30日という期間が必要なので、そこにうまく重ね合わせられないかなと。これは中川さんのおっしゃったことにもつながるのではないかと思いますけれども、このあたりはもう少しみんなで知恵を絞って工夫していく余地があるのではないかという感じがいたします。

○原科座長 ちょっとおっしゃることが変わったように思います。私の理解では、前回、TOR案以外であればそんなに迅速化に影響しないようにおっしゃったと思ったので、私はなるほどと思って、きょうの御提案もそれに沿って出てきたと思っていたのですけれども、今のお話だと、案件名とか概要を公表して30日待つというのは、待つことになってしまうのですか。案件名なんていうのはほとんど決まっているんじゃないですか。それは

非常に不思議な御議論ですね。スクリーニングもそうですよ。

○J B I C（中澤） まさにどの段階で実施決定前の情報公開ができるかということにかかわってくる……

○原科座長 だから、情報公開をなるべく早くというのが皆さんが求めている当然のことですから、それは可能な範囲内でやっていただきたいということで議論してきたと思います。それを非常にやりにくいとおっしゃるのだったら、それは国民の声に余りこたえなくなってしまうのではないですか。

○事務局（廿枝） これまでも何度もこの場で申し上げていますが、新しいガイドラインのもとにおいては、現状のガイドラインよりも、環境社会配慮面あるいは案件名等についての情報公開をなるべく早いタイミングで、なるべく情報の中身も充実してという方向で検討したいということ、それは私ども、今も変わっておりません。

現状をもう一回御説明させていただきたいのですが、現状の私どものスクリーニング情報の公開はどのタイミングかといいますと、例えばSAPROFをやる案件であっても、あるいはそうではない場合もありますが、現状の私どもの運用では、相手国政府から本体事業に対する円借款の要請が来て、まず私ども実施機関として、この要請された案件の中でどの案件が本体事業として適切かというスクリーニング的なことをやるのですけれども、その後、今度は、要請のあった案件の中からどの案件を正式な審査対象とするかということについて日本政府と相談をした後に、日本政府との相談も終わったということで審査対象案件についてホームページでスクリーニング情報を公開しているのです。それからすぐに私どもは審査に入るわけです。ですので、現状の私どもの運用は、審査の直前と言ってもいいぐらいのタイミングで、もちろん審査の前ではありますけれども、審査から物すごいリードタイムをとっているかというところでもなくて、審査の直前にスクリーニング情報を公開しているのが現状なのです。当然、そもそも審査対象にするかどうかの前に、私どもはSAPROFをかける案件もそれなりにあるわけですが、SAPROFについては公示をして、コンサルタントの方と契約して、SAPROFを半年程度やって、その段階で、この案件を審査対象とするかどうかというのを、ほかのSAPROFをやっていない案件と一緒に政府と協議する。要は、現状はSAPROFを終わった後にスクリーニング情報を出しているのです。ところが、今御提案のとおり、新JICAでは、SAPROFも含めた協力準備調査を始める前の段階で、本体事業の案件名、案件概要について出すべきであるということ、それを30日とするかどうかということは置いておいても、

それについては我々としてはその方向でぜひやりたいと思っております。

ただ、先ほど申しましたように、今でも、日本政府と相談をして、この案件については審査対象とするということで了解を得た後にスクリーニング情報を公開しているの、案件形成に関する調査を始める前の段階で、先ほど福田委員の御発言の中にもありましたが、日本政府として、及び新JICAとしてもということでしょうけれども、この国のこの案件について本格的に検討をどうやら開始するようだというのを対外的に言うということについては現状に比べるとかなり早い段階での公開になります。私どもとしては、ここでの議論を踏まえてなるべくその方向で日本政府と相談したいと思っておりますけれども、今申し上げたかったのは、少なくとも協力準備調査を始める前の段階でこういった案件名、案件概要あるいはカテゴリ分類等の情報を公開するというのは現状に比べるとかなり早い段階の情報公開になるということでございます。

○原科座長 そうすると、TORの公示というのは、今おっしゃったのでどの段階なのか。

○事務局（廿枝） TORというのは、現状ではSAPROFの公示の段階で出ます。

○原科座長 公示の段階ですね。だから、SAPROFが終わってからではないのでしょうか。だから情報は早目に出ているのではないですか。TORでということは。

○事務局（廿枝） TORはそうですね。

○原科座長 SAPROFが終わってから公表するとおっしゃったけれども、TORよりちょっと前という話で今議論しているのですね。TORでもう出ているのだったら、それより少し前ということではないですか、今の議論は。

○事務局（廿枝） そうですね。だから、それはまさに先ほど中川さんからあったように、協力準備調査の公示をする段階でTORプラスアルファの案件名、案件概要が出るので……

○原科座長 TORを公示するというのは、TORをつくるために準備されるわけでしょう。

○事務局（廿枝） ええ。

○原科座長 その準備には一月ぐらいかかるわけでしょう。

○事務局（廿枝） 一月もかからない場合もあると思いますけれどね。

○原科座長 一月かからないでできてしまうのですか。

○事務局（廿枝） それは調査の内容に応じてです。F/Sをつくるとなると相当かかる

けれども、補完的な調査であれば。

○原科座長 TORは結構慎重に検討すると思ったので、一月以上はかかるかなと思って。そんなに早くできてしまうものですか。

○事務局（廿枝） 補完的な協力準備調査であれば一月もかからず、1週間とか2週間ぐらいでできます。

○原科座長 補完的な準備調査の前に検討案はもう出てきているわけでしょう。だから、案の検討対象というのはもっと早くに決まっているはずですよ。その段階で情報公開するのは全然おかしくないと思いますけれどね。

○事務局（廿枝） 環境社会配慮ガイドライン上の手続としてのスクリーニング情報として、案件名だの案件概要だのカテゴリ分類だのというのは、協力準備調査をやる場合もやらない場合もなるべく早い段階で出そうというのがここでの議論だと思うのです。それは協力準備調査でやろうがやるまいが関係なくですね。

○原科座長 そういう趣旨ですよ、今の件は。

○事務局（廿枝） それはそれでやるとしても、それを30日間公開するという事でやると、L/Aの120日ルールと同じで30日たった時点でこれをさらに進めるかどうか別途の意思決定をするということではなくて、とりあえず30日間のリードタイムを置くという趣旨であったとしても、その間は手続を進められないということになりますので…

…

○原科座長 いや、そんなことはないでしょう。その辺よほど問題があった場合はとまってしまうけれども、普通はすーっといくわけだから。

○事務局（廿枝） 協力準備調査というのは、結局はコンサルタントの方と契約を結ぶ前までは止やめようと思えば止められるわけですよ。ただ、コンサルタントの方と契約を結んでしまって、そこでやはり止めますと言ったらコンサルタントの方に相当迷惑をかけてしまいますので。本当はプロポーザルを出していただくのも相当コストをかけてやっていただくのですけれどもね。

○原科座長 だからTORの前にそういうことでブレーキがかかった方がいいでしょうという御提案だと思いますけれども。だから、まさに御迷惑をおかけしないためではないですか。TORを出す前にブレーキをかける。

どうぞ。

○小林委員（代理：中川） ちょっと頭の体操みたいになってしまうのですけれども、最

初の段落で言っている、新JICAは案件名、案件概要などを少なくとも30日公開するということは、「実施決定前に」と書かれていますので、まだ決定していない段階で、もしかしたらやらないかもしれないものも書くという感じなのではないでしょうか。

○原科座長 いや、やる意思があって、それはやりましょうというのは実施決定前。ただ、いろいろリアクションがあったらとまることはあり得るのです。これはアセスメントの非常に大事なことで、意思決定前にやらないとアセスメントは全く役に立たないのです。

○小林委員（代理：中川） 本当に頭の体操なのですが、どの程度生煮えのもので……

○原科座長 いやいや、計画というのはそういうものですよ。

○小林委員（代理：中川） そうだと思えるのですけれども、案件名と書いてあって、下の段落で書いてあるようなTOR案というのもほぼでき上がっているような段階のものなのか、それともまだ煮詰まっていない、一応案件名なんていうのは30日間公開するけれども、そのうち協力準備調査に実際につながった率は5割でしたとか6割でしたとか、どの程度のものになるのかというのがイメージがなかなかわからないのですけれども。

○原科座長 それはプランニング次第で一概に言えないと思いますけれども、当然プランニングされる方はその辺は適切に判断されるから、そんな減多にとまることはないですよ。そんなことはやらないと思いますよ。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

まさに今の中川さんの御質問に対する答えは原科先生がおっしゃったとおり、一概には言えなくて、それは制度設計次第。とはいうものの、そんなに確率が高いことを想定しているわけではなくて、新JICAとしては、何か強烈な、あるいは非常に根拠のはっきりとした反対意見が聞かれない限りはやるのだと考えているのだろうなということを想定しております。

ちなみに、これは前回かその前の段階での御説明だったと思うのですが、新JICAが外務省と協力準備調査に関して協議をしているその内容について、もちろん外務省からは外交政策的な観点からの判断というものがありますし、新JICAとしては、あわせてTOR案の準備をその間もして行って、必ずしもかっちりとしたTORは決まらないのですが、案件名や案件概要というのはその段階で固まっているものと理解しております。

○高梨委員 若干整理しますと、もし座長が言われるように、ことしはこんな案件を実施する予定ですよというようなものを発表するというのであれば、JICAさんのプラク

ティスとして、ことし取り上げる案件の事前情報というような形を今とっておられるのですね。我々も準備することがあるものですから、そういうのは事前に、本当に概要だけ、こういう案件を検討していますというようなものがホームページに出ることがあるのです。もし満田さんが言われていることがそういうことでよろしいということであれば、恐らくそれは30日以上公示してある形になります。そのかわり詳細はそんなに載っていないですけれども、ここにあるような大きな概要ぐらいだったら出ているのではないかと思います。私が理解していたのは、実施をかける直前に30日間待つようなことで理解していたものですから、そうするとわざわざ案件を30日間さらしておくような形になるので、それは時間のむだだと理解したのです。でも、そうではなくて、JICAさんが現在やっているような、今年度はこんな案件を取り上げますよというような情報を早目に出すということであれば必ずしも反対するわけではなくて、新JICAさんの実際の業務フローがどうなるかまだわかりませんが、その中でそういうものも入れていくということであれば、それで十分対応できるのかなと思います。

その辺のところ、福田さんなんかはどう思っているのかわかりませんが、もしそういう情報でよければ、必ずしも30日にこだわらなくても、随分長い間出ているのではないかという気がしますが。

○原科座長 今の点はどうでしょう。

○福田委員 済みません、不勉強なもので、おっしゃっていただいているものを見たことがないので、にわかにお答えしにくいのですが、別に直前30日間公開しろということが眼目ではなくて、30日以上公開されていればそれはどこかで物を言えるわけなので、段階でこういうものを出していただくかというのは我々としては特段こだわっていない。むしろ我々がこだわっているのは、最低限30日間は名前が出ているものについて協力準備調査を実施決定してくださいというのがポイントですので、どのようにということについては特段こだわりがあるわけではありません。

○小林委員（代理：中川） 高梨委員がおっしゃったことで、私も思い出してみたのですが、今年度こんな感じの案件をやる予定ですよというので出ているものが確かにあって、非常に大ざっぱな、案件名ぐらい、1案件1行みたいな感じだったと思うのですが、それでここに書いてあるような国の名前、場所、概要、規模だとかというようなことが書いてあれば、それで必要十分ということになるのかと思います。

ただ、問題といいますか、改善し得るのは、1年に1回というのでは当然更新の頻度と

して足りなくて、それを例えば四半期に1度にするだとか、そうすればコンサルタントの側にとっても、3カ月後のお仕事を考える上で役に立つ、NGOの側にとっても、大体四半期ベースでどのような調査が想定されているのかという候補を見ていく上で役に立つというような感じになるのではないかと思います。

今のお話をまとめると、ここの四角の中に書いてある第1段落というのは、中長期の公示予定、それから第2段落の方は実際の調査についての公示、これで大体、今やっていることとそう大差ないことをやるだけで、いろいろな改善をやったとしても、カバーできるような内容になるのではないかという理解だったのですけれども、もしこの理解で何か誤解があるようでしたら御指摘いただきたいと思います。

○原科座長 今、年に1回更新しておられるのを、その頻度を四半期とかにすれば実質的に同じようなことになるという御提案ですけれども、いかがでしょうか。

○福田委員 1つ問題なのはカテゴリ分類の公開の問題だと思うのですが、カテゴリ分類とその根拠についても出していただきたいと申し上げているので、それを行うタイミングというのはもうちょっと後になるのかなと思うのですが、JICAの方々の案件名を出すタイミングに関する今までの御説明と、今の今後1年間の公示案件のリストが出ているというお話との間にどういう整合性があるのかというのが私にはよくわからなかったので、むしろJICAの方に説明していただければと思うのですが。

○原科座長 では、今の件はこんなふうに議論してまいりましたけれども、四半期ごとに公表するというような格好では対応できますか。今、毎年やっておられるなら、そんなにややこしくないような感じもいたしましたが。

○JICA(植嶋) JICA企画部の植嶋です。

正直言って、四半期ごとに云々かんぬんという話は今この時点でお約束はできないと思います。なぜならば、今の仕組みというのは、先方政府から要望調査に基づいて要請が出てきた案件について採択の検討を政府と行った上で、採択されたものを当該年度のできるだけ早い段階で出すという仕組みですから、協力準備調査とは全く異なる仕組みのもとの公開なわけです。他方、できるだけ早い段階で案件名だとか案件概要だとかカテゴリ分類を出すということは、そのとおりのだろうと考えています。他方、それが具体的にどういうタイミングでできるかというのは、正直言って、政府との協議というのもこの協力準備調査のプロセスには入っておりますので、ここで書いている趣旨を踏まえてどういうことができるかというのをもう少し具体的に政府とも相談しなければいけないなと考

ております。それ以上のことは、ちょっと今この時点で具体的には申し上げられません。

○原科座長 ありがとうございます。

今の御説明で、できるだけ早く公表したいということに関しては同じお考えだということ。ただ、技術的にいろいろな条件がありますから、30日という縛りが適当な場合、そうではない場合があるような感じを受けました。だから、その辺は具体的に御検討いただくということで理解しましたが、いかがでしょうか。

○中山委員 事前に情報を早目に案件名、案件概要等を公表するというのは、私もいいことだと思います。

先ほどの福田委員の、調査をやるべきでないということをする機会があるべきだから早くしろということに対しては異論がございます。こういう案件を発表して、それがいいか悪いかというのを調査もしないでやめるという考えもあるかもしれませんが、やはり調査をしてみてこの案件はという考えもあっていいのではないかと思います。調査もしないでつぶしてしまって、取り返しのつかないことになるかもしれません。ですから、調査費がむだだということにはならないと思います。やはり調べてみて、その国に本当にこの案件が必要かどうかということをやるとするのが新JICAの使命ではないかと私は思います。その辺ちょっと違うので反論したかったので、あえて。

○原科座長 そうですね。福田委員がおっしゃったことは滅多にないのでしょうか。そんなしょっちゅうやられたら困りますよね。

○福田委員 余りフィロソフィーを議論し始めると切りがないので。それはめったにないことだと思うのですよ。ただ、日本側が調査のために投入できるリソースに限りがある中で、あるいは現地で物すごく強い反対運動があるとか、物すごく膨大な環境影響が予想されるというものについて、日本の税金をわざわざ使って協力準備調査をかけるということが正しいことなのかどうなのかという議論は常にあってしかるべきだろうと私は思っています。ただ、それが普通のことなのか、調査をしてきちんと一つ一つ問題点を詰めた上で判断すべきだろうというのが大勢であることは、それはそうだと思います。

○原科座長 中山委員がおっしゃったのはそのとおりですね。だから、例外的に福田委員のおっしゃることもあり得ると。そこの考え方だと思います。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 済みません、議論が終息しかけているように感じている中、あえて発言させていただきます。

おおむね座長のまとめのとおりでよろしいのではないかと思ったのですが、1つ注意喚起させていただきたいのは、現行JICAのガイドラインにおいても、先ほど植嶋さんから御紹介があったように、要望調査の実施後ではあるのですが、A案件については30日間情報開示しているわけです。ここには例えば無償資金協力の事前の調査についても同じくやられておまして、福田委員が2～3回この場でも御紹介した第2メコン架橋なんかについても公開されておまして、これについては、メコン・ウオッチさん、それから私も、そもそも開発調査のレコメンデーションを踏まえてこの調査の開始時期が今というタイミングはおかしいのではないかというような趣旨のコメントと、私については、そもそもこれは無償資金協力でやるような案件なのかですとか、住民移転に関してはどのような調査開始にかかわるようなコメントをさせていただいたように記憶しております。ただ、残念ながら、それについてはお答えがなく、反映もされなかったというような事情がありますので、推進規定かもしれませんが、要は聞く耳を持っているということを書いていただきたいという趣旨でございます。

○原科座長 では、今の2つの修正した提案は、少なくとも30日という数字の30が適切かどうかはわからない感じがしてまいりましたけれども、できるだけ早く情報公開はしていただくというようなことでよろしいでしょうか。——では、そのようにまとめたいと思います。

あと、その具体的な数字に関してはJICAに教えていただいて、何かうまい表現を考えたいと思います。

○事務局（熊代） 先ほどからのお話の中のもう1点のマスタープランのA+Bの件でコメントなのですが、マスタープラン段階でのステークホルダー協議の難しさというのは高梨さんからお話されて、それはそういうことはあるかなと、弾力的にという話なのですが、今御提案のありますC以外はA+Bで、扱いはAだみたいなところは、乱暴という変ですけれども、ちょっときつ過ぎるのではないかなと。今回の協力準備調査というのは、福田さんも言われたように、ほぼ個別案件につながるような、要するにM/P+F/Sという格好に多分なっていくと思うのですが、マスタープラン段階の調査というのは、それを前提にした調査でいろいろなケースがあり得ると思うのですが、想定で申しわけないので、マスタープラン段階で幾つかの候補があるといったときに、それらの案件でどこまでカテゴリ分類を見きわめられるかという話があるとしても、例えばBのようだと。それもA+Bの中にカテゴライズされるのでAと同じような扱いでステ

ークホルダー協議をするというところまで持っていかなくてもよろしいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○福田委員 率直に申し上げれば、今の熊代さんの発言自体はそのとおりだと思うのです。すなわち、マスタープラン段階の調査の中で選択の対象となる代替案がすべてカテゴリ B の場合であれば、カテゴリ B というものを設けて、必ずしもステークホルダー協議をマストにしなくてもいいのではないかという趣旨ですよね。それはそうだと思います。問題は、現在 J I C A の皆さんはそうでないものもマスタープラン段階でカテゴリ B に分類してしまっているので、我々としてはこういう規定を提案せざるを得ないところに追い込まれているということなのです。

マスタープランのカテゴリ分類について J I C A のガイドラインにどういうことが書いてあるか御紹介させていただきますと、「マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。……複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする」と。

これをそのまま読むと、例えば 10 個代替案があって、この中から何か 1 つの優先プロジェクトを考えましょうというマスタープランがあるとして、その 10 個の中に 1 個 A があれば、このマスタープラン全体がカテゴリ A になると私には読めるのです。しかしながら J I C A の皆さんはそのように運用していないのですよ。先ほど申し上げたカンボジアの水力発電マスタープランというのは、水力発電の事業、全部で 27 ぐらいから 10 の優先プロジェクトを選んで優先順位をつけていくと。個々のプロジェクトを見ていくと、どう考えてもカテゴリ A のものばかりなのですけれども、このマスタープランはカテゴリ B なのです。これについて何度突っ込んでも、カテゴリ B です、カテゴリ B ですとおっしゃっているのです、そうするとカテゴリ B のマスタープランというのをどう提言していいか、正直言ってわからないのですね。逆に、この文言であれがカテゴリ B になるのであれば、一たん B という話は置いておいて、基本的にはステークホルダーやるものとガイドラインを書かざるを得ないかなというのが、J I C A の実際の運用を見ていての私の考えでありまして、そのためにこのように提案させていただいているということでもあります。

○原科座長 そうすると、A と B とうまくスクリーニングできれば A、B、C でいいということですね。スクリーニングの方法を工夫するという方がいいかもしれないですね。どうでしょうか。スクリーニングをどう工夫したらいいのかな。今みたいな意見を反映する

にはどうしたらいいのでしょうか。

○高梨委員 今、福田委員が水力だから全部Aだと言ったので、それもそうかなという気がするのですが、10幾つ水力だから全部それはAだと。しかし、それでステークホルダー協議をやりなさいなんていう話になると、まだサイトも決まっていない、この河川のこちら辺に水力ダムをつくったらどうかというような提案でしかないときに、そのステークホルダー協議をやりなさいと言われてたら、正直現場では大変難しいですよ。だから、まず1つ、水力だからAというわけではないと思うのですけれども、そこはどんなふうに考えていますか。

○福田委員 私は、具体的に候補となっている案件を見てAだと。水力だからAと申し上げているつもりはないのですが、少なくとも20幾つの代替案の中にはカテゴリAになるものが相当含まれているという趣旨で申し上げます。

○中山委員 余り個別具体の案件は言いたくはないのですが、JICAさんがいろいろとされているマスタープランの中で多いのが、首都圏とか大都市の総合交通計画、渋滞対策、こういったときにはありとあらゆる方策がございますね。例えばTDMで時差出勤をなさいますとか、相乗りをなさいますとか、右折レーンをつくりなさいとか、いろいろな案が出てきます。その中で最もハードな対策として、立体交差になさいます。これはたくさん住民移転がございますのでカテゴリAになる案件ですね。そういうものがちょっとでも入っていればなかなか提案しにくくなってしまいますね。そういったことで、どうするかというのは私もちょっと疑問なのですけれども、やはりマスタープラン、総合的な対策ですから、いろいろな案を入れなければマスタープランとして成立しません。そうしたときに、必ずこれがカテゴリAになるかどうかというのは疑問なのですが、Aになるとすればかなりインパクトを与えまして、総合交通対策だからすべての交差点に対して説明をある程度しなければだめかなという気もするので、結構悩ましいところかなと思います。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、中山委員がおっしゃった話は手法の問題かなと考えておまして、首都圏の交通整備のマスタープランの中で、今おっしゃったような立体交差などの建設などが含まれる、あるいは新規道路建設あるいは拡幅などが含まれ、環境社会的にインパクトが大きい案件が含まれるであろうというときは、1つのマスタープランの中で関係者及び関心を有している人に対して優先順位も含めて協議をするということは、これはSEA的な考え方に即して非常に有意義なことですし、案件ありきというような形での協議にならないことで、

それはそれで非常に意義があることだと思っております。そういった非常に王道をいくようなマスタープランの協議の仕方というのがあるわけですが、もう一つのパターンとして、あらかじめ意中の案件がありまして、この案件は非常に有望である、ニーズも高そうである、とはいうものの、ほかの代替案も注意深く検討しておこう、あるいは上位となるようなマスタープランをしっかりとさせておこうという意味でマスタープランをかけるようなこともありまして、そういう場合はおのずと優先順位というものが、ニュートラルなように、見えている場合もあろうかと思っております。幾つかオプションがあると思うのですが、確かにA+Bのように大きいくくりでくくることに対して異議ありということであれば、私も、福田委員が最初にオプションとして示したようにAとBを切り分ける現行のJICAガイドラインのままの規定を残すというのも1つの手だとは思っています。ただし、その場合は、運用という意味では、私自身も若干疑問を感じたことはございますので、それは情報公開していただくことによって何とかなるのではないかと思います。

○原科座長 それでは、A+BではなくてA、B、Cでいきますか。それでスクリーニングのチェックのシステムをうまくかませる。私は、審査会こそそのとき頑張ればいいのだと考えます。審査会でチェックしてもらおうというのが一番やりやすいのではないですか。だめですか。

○福田委員 先ほど申し上げたとおり、きちんとカテゴリ分類されるのであればA、B、Cでも構わないと思うのですが、どう考えてもAが含まれるだろうというものをBにJICAが分類しているという現状を目の当たりにして、マスタープランのスクリーニングについてこれ以上どういう明確な規定を設ければいいかわからないのです。この規定は極めて明確だと思いますし、これであるプロジェクトをBに——1つのプロジェクトについて延々言い続けるのも何ですが——されているということ……

○原科座長 セーフガードということでしょう。安全を見てA+Bにしておいて、とにかくこの段階できちんとチェックしたいという御意見ですね。

○福田委員 まあそうです。

○原科座長 JETROに関してはそういう議論をいたしました。だから、マスタープランの住民協議が余り大変でなければそれでいいのですけれども、その辺が大変なので少し慎重に考えたらどうかという御意見をいただいているわけです。ただ、この場合は通常の事業段階のアセスメントの協議とは違うので、協議の仕方を変える工夫が要るかもしれないですね。

この件に関しては、農林水産省で今いろいろ物議を醸すようなことが起こっておりますけれども、現場ではきちんとやろうというお考えの方もかなりおられまして、森林計画に関しては現行のプロセスをもっと前倒して情報公開して、参加でやろうと、もう準備しているのです。それで中身はS E Aの考え方を適用しようということなのです。それはもう実際に今年度は始められるということで、私も実は先日講演を頼まれて、S E Aはどんな意味があるかというお話をいたしました。その皆さんの現場のお考えをお聞きすると、やはりできるだけ早い段階で情報公開して、しかしその場合の議論の仕方は、高梨さんがおっしゃったように、具体の現場でのいろいろな細かい話よりも、もっと上位の段階でいかに意見を集めて、それに対してこたえるかという工夫をしたいとおっしゃっていましたから、何か方法論の工夫をうまくやると可能かもしれないですね。まずS E Aですね。S E Aという考え方でないと、通常のプロジェクトE I Aとは違うということでまず考えていただきたいと思います。

この辺はどうしますか。A+Bの方に戻した方がいいというお考えと両方ありますね。どちらでいきましょうか。スクリーニングをきちんとやるということでA、B、Cの方がいいと考えるか、あるいは、なかなかそれは難しいだろうからA+Bとそれ以外に分けて安全側で考えましょうという御提案ですが、どうでしょう。何かこの点で御意見はございましょうか。

○福田委員 スクリーニングのやり方なり規定の仕方なりで工夫が可能であればA、B、Cで構わないと思うのですが、その辺をJ I C Aがどう考えているのかというのをお聞きしたいなと思うのですが。

○原科座長 今のスクリーニングがうまくいっていないという御意見をいただいているので、それについてどんな対応を考えますか。

○事務局（渡辺） スクリーニングの工夫はあり得るかもしれないのですが、調査を進めていってからどういうプロジェクトが出てくるかがわかってくるというケースがございまして、もう一つの工夫の仕方としては、ある程度調査が進んだ段階でカテゴリを見直すというやり方をとるのか、ないしは、例えばカテゴリBの場合でも調査の終わりの方の段階でステークホルダー協議をやるようにするのか、どういう工夫ができるのかは考えたいと思っています。

○原科座長 マスタープランで調査が済んでから、カテゴリをもう一回分類し直す。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、渡辺さんがおっしゃったことは、最初マスタープランにおいてはカテゴリ分類をしないで、案件の顔が見えたらカテゴリ分類をするということであれば、そうではなかったかもしれないのですが、私は問題だと思っております。マスタープラン段階でも当然調査しなければならない環境社会配慮上の何かというのがありますので、協議ということもありますが、そこら辺も踏まえて、やはりマスタープラン段階でカテゴリ分類は必要ではないかと。

あわせて、注意喚起といいますかりマインドさせていただきたいのは、私どもの提案といたしましては、まずはマスタープラン段階では大ざっぱなカテゴリ分類なるものをして、案件の顔が見えた段階で再度、その案件のセクターなり規模なり事業特性なり地域特性などを踏まえて、通常やっているようなカテゴリ分類をやり直すという提案をしているわけです。つまり、マスタープラン段階ではマスタープラン段階でのカテゴリ分類なり環境社会配慮上のやるべきことは当然あってしかるべきなのではないかと思えます。

○原科座長 渡辺さんは見直すとおっしゃったので、最初はカテゴリ分類をやるということだと思いますよ。見直すとおっしゃった。

○事務局（渡辺） 規定の仕方によるのですけれども、3段階のカテゴリにするのか、場合によっては手続の決め方によって2段階のカテゴリというのものもあるかもしれないですけれども、少なくとも何らかの環境社会配慮調査をやるかやらないかという分類は必要になると思いますので、A、B、Cにするのか、A+Bという2段階にするのかは別にしても、最初に何らかの分類をした上で、その後にもう少し細かいバリエーションを考えるというのはあるかと思っています。

○福田委員 私は、スクリーニング段階で工夫した方がいいだろうと思うのです。またカンボジアの水力発電マスタープランの話をするのですが、Bになって、ステークホルダー協議は必要に応じてということなのですが、JICAの皆さんは相当ステークホルダー協議をやってくださいということで相手国政府に言っていたと思うのですけれども、カンボジア政府がいろいろ言っていてなかなか実現しないというようなこともあって、スクリーニング段階でステークホルダー協議が必要なんですよということをきちんと示し、相手国政府にも伝えておくということではできれば入り口の段階でやっておくべきなのだろうと思っていますところはあります。

○原科座長 スクリーニングをしっかりとやればA、B、Cの方がいいという考え。満田さ

んはA+B。ほかの方はA、B、Cという方が多いのかな。どうでしょう。

どうぞ、田辺さん。

○一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺です。

進め方について提案なのですが、今論点になっているのは、現行のガイドラインの方法論では実施が適切でなかったのではないかと、ところが論点になっていて、それはJICA側としては適切だったという意見の食い違いなのかなと思っておりまして、今の御説明を聞いている限りでは、やはり現行のガイドラインの運用が適切ではなかったのではないかと、いうふうには外から聞いてみても思うわけですね。であれば、やはり現行のガイドラインが守られていないという立場に立って、A+Bで判断せざるを得ないのかなと。それで、JICA側から補足で現行のガイドラインの運用状況について説明があればまた検討する、特に説明がない場合はこのままA+Bでいくのがいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○原科座長 ということは、結局システムの問題だと思いますが。システムをきちんと運用できるようにするということがないか運用はうまくいかないですね。ですから、A、B、Cでも、さっきの御意見のAは福田委員がおっしゃったA+Bに近い概念で幅広にとった意味のAでしょう。かなり重要な、問題のありそうなものが代替案の中にあれば、それはAだということですね。

○福田委員 ええ。複数の代替案がある場合に、その中にカテゴリAとなるようなものが含まれていれば、基本的にはマスタープランについてはカテゴリAとするということだと思います。

○原科座長 それはそのとおりだと思いますけれど。そうじゃないとアセスメントをやる意味がなくなってしまうような感じがします。

そのようなことを含めて、現行のガイドラインの考え方をベースにいたしましょうか。そして運用をきちんとできるようなシステム構築。その柱は、私は何度も言っていますが、審査会の関与をきちんとやることだと思いますよ。これに尽きると思いますね。プロセスで関与しないとだめなので、情報公開は当然ですけれども、情報公開のためだと非常に手間がかかってしまうので、迅速性のためには審査会の関与ですよ。そうしないで情報公開だけやると物すごい手間がかかりますから。パブリックコメントを位置づけてね。もちろんそれは大事なポイントだけれども、それだけでは対応できないと思います。

では、実施中のことに関しては大体こんなところでよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 協力準備調査のプロセスについて具体的にこれこれこういうふうに進めるべきという御提案をいただいているのですけれども、審査段階で環境レビューを行うというところから見て、その前の準備段階のプロセスを詳細にガイドラインに規定するかということについては疑問を持っております。といいますのは、このプロセスに従って調査をすれば審査段階はパスでいいよという意味の御提案であれば別ですけれども、そうでなかったとすると、審査段階で求める要件と調査のプロセスで求める要件が重複してしまうことが考えられるということと、調査の中身についてはいろいろなケースがありまして、一律に決めてしまうのは適当ではないのではないかと考えております。例えば相手国でE I Aをやっている場合について、これこれこういうプロセスでという御提案があるわけですが、相手国でE I Aをやっている場合、既にステークホルダー協議がスコーピング段階とドラフトレポートの段階で行われている、それで足りない部分は、例えば貴重な動物がいて、その部分の調査が足りないだけで、住民の関心事項とは違うといったようなケースもあり得ますので、そういったいろいろな調査のケースに対応し切れなくなるということを懸念しております。

○原科座長 最初におっしゃったのは重複感ですか。それは協力準備調査の事前の段階に関しては規定しない方がいいという御意見ですか。

○事務局（渡辺） 必要な要件というのは審査の要件として規定することが適当なのではないかと考えておまして、何かこういった標準的なモデルパターンをつくっておけるという御提案としては理解できるのですけれども、ガイドラインの中で必要な要件として求めるということについては不必要なのではないかと考えております。

○原科座長 そうすると、手続がよくわからなくてもいいのですか。これは手続を示しているでしょう。だから、モデルとして示すのはいいけれども、要件にするなということですか。

○事務局（渡辺） 要件として、例えばこのタイミングでステークホルダー協議をやれということであれば、それはそれで審査段階で求める要件ということで決めておけばいいのではないかと。ないしは、例えば情報公開をこのタイミングでやるべきということであれば、それは情報公開の要件で決めておけばいいのではないかとということで、前に横長の紙でいただいたような、これこれこれを確認するといったような詳細な調査のプロセスまでガイドラインの中で規定する必要はないのではないかとこのところでございます。

○原科座長 我々の委員会は余り詳しく書かない方がいいと言われたと思いますけれども、これはどうでしょうか。我々の考えとしては。ただ、そういう具体的手続で考えていかないと環境社会配慮がちゃんとできるかどうかの担保がないということでいろいろ議論してきたのだと思うのですが、どのような表現にしたらいいか、難しくなりました。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私たちがさせていただいた提案は、考え方といたしましては、プロジェクトサイクルの各段階における環境社会配慮について、それぞれのタイミングでやるべきこと、特に手続的な意味をフローにまとめさせていただいて、あわせて提案させていただいたという考え方なのです。別に重複するということではなくて、協力準備調査をやる案件であればこの段階でこうこうこういうことをしましょうということをもとめたつもりなのです。これについては、以前お示しいただきました新JICAのフローというもので、明らかに新JICAさんとしても、協力準備調査、もちろんやらない案件もあると思うのですが、そういった案件形成段階と、審査段階、実施段階を大きく分けて認識されていた。ですから、その各段階においてやるべきことはある程度明確化しておくべきではなかろうかという趣旨の提案でございます。

渡辺さんのおっしゃっていることを正確に理解していないかもしれないのですが、これは私たちは現JICAの環境ガイドラインなんかをかなり横目で見つつつくっているのです。私たちとしても今までの議論の経緯を踏まえて、新JICAさんとして余りぎちぎちとしたものはつくりたくない、殊に手続をおくらせるような要因はなるべく排除したいという御意向はひしひしと感じておりまして、なるべく大まかに割って、非常に重要だと考えられることだけを書いたつもりなのです。ですから、重複があるというのであれば、どこの部分というのを示していただきたいと思っております。それから、JBICさんのガイドラインの第2部、プロジェクトに求められる環境社会配慮というものを協力準備調査段階から見たときに、こういうことで形成なり確認なりしていくことが可能ではないかということを提案させていただいているのです。非常に抽象的な御説明で申しわけないのですが、重複があるということであれば、どういう部分なのかということはお示しいただきたいと思っております。

それから、協議につきまして、既にEIAがあるものについてはやっているのではなかろうかと。確かにそうなのです。とはいうものの、EIAで渡辺さんも御指摘のようにあ

るポーションが欠けていて、それについてはやはり原則としては——だれも何も関心がないものというのはあるのかもしれないのですが、それはやってみなくてはわからないので、原則としてはスコーピング段階での協議というのは重要ではなかろうかと私は感じている次第です。

○原科座長 今の件、重複が具体的にどのようなところか、御説明いただければと思います。

○事務局（渡辺） 実際には、環境レビューの段階で何を具体的に求めるかということによるかと思うのですけれども、例えば、もし環境レビューでステークホルダー協議を求めるといったことになれば、そういった重複があり得ることになるかと思えます。

○原科座長 重複にならないだろうとおっしゃったでしょう。

○事務局（渡辺） そこは環境レビューの書き方次第かと思うのですけれども。

もう一つは、調査についていろいろなバリエーションがあって、その中で、今の御提案だと、M/P+F/S型はマスタープランをやってからF/Sをやるという御提案なのですけれども、例えば優先プロジェクトはわかっていると。ですから優先プロジェクトについてのF/Sをまずやるのだけれども、優先プロジェクト以外のいろいろなプロジェクトについてセクターの中で日本として協力できそうな優先度を考えてくれというような、マスタープランとF/Sを並行でやるような調査などもあり得るわけですし、そういういろいろなバリエーションに対応できなくなる心配があるということでございます。

○原科座長 そういう場合の透明性とかをどうやって確保したらいいのですか。いろいろな場合があるということになって一々書けなくなったら、不透明になってしまうのですよ。

○事務局（渡辺） 透明性は、例えば情報公開でこういうものを公開すべきという規定を置けばいいのではないかということになるかと思えます。

○原科座長 だから、いろいろなモデルを考えるとこういうものは提案できないと思うのですけれども。

どうぞ。

○福田委員 何点かあるのですが、まず1つは、そういう御指摘があろうかと思ったからこそ、私たちとしては、この間——この間というのは、この委員会が始まったところから、常に、協力準備調査の類型化をしてくださいということをお願いしてきました。それでいただいたものが12回の委員会で御説明していただいたものだったので、そこから私たちは知恵をひねってこういうものを提案しているのであって、ほかにもいろいろな類型があ

るといふのであれば、それはもっと早い段階で御説明いただくべき話だったのでろろうと思
います。

それで、重複があるという話は既にこの委員会で何回か話が出ていると思うのですが、
審査の段階で審査するのは相手国が一体どういふ環境社会配慮をやっているかということ
であり、この協力準備調査の中で提案している手続というものは日本側が案件形成を支援す
るときにどのように支援するかという手続でありますので、そこには重複というものは基
本的にはないのだろろうと思っております。

○原科座長 その辺の整理は最初の委員会ときに随分やったのですけれどね。日本側の
責任としてやるべきものはちゃんとやるのだということ。その種のことを重複と言われ
ると、それはちょっと違ふというはおっしゃるとおりだと思いますけれども、それ以外
に何かあるかという御質問だと思います。

2時間ほどたちましたので、少し休憩を入れたと思います。今、3時34分ですが、
45分から再開します。

午後3時34分 休憩

午後3時45分 再開

○原科座長 では、時間になりましたので再開いたします。

中間報告をこれからまとめなければいけないのですが、今の御議論で余り細かくプロセ
スを分けて云々はどうかという御意見もいただいてしまったので、ちょっと困ったなとい
う感じがしますが、委員会としてはやはり何らかのモデル的なものを示してやらな
いとうまく考えられないので、それが基本で、もうちょっと弾力的にできるようなシステ
ムづくりということになりましようかね。ということで、実際に審査をやっていくプロセ
スでできるだけ透明性を高くする工夫をします。情報公開はまず基本でございますけれ
ども、それに進行管理を組み込むようなことを考えたいなと思います。

どうぞ。

○事務局（廿枝） 今の点なのですが、先ほど渡辺さんがおっしゃっていた趣旨というの
は、現行のJICAの環境社会配慮ガイドラインでは調査のプロセスがしっかりガイドラ
イン上に規定してあるので、新JICAのガイドラインでもそれをやるべきではないかとい
う議論については、新JICAのガイドラインでは現行のJICAのガイドラインでは

対象にしていない本体事業の環境レビューの話が加わるので、それとの関係で、調査の部分についてはガイドライン上に規定せずとも、というようなお話だったと思うのですが、私ども、別に協力準備調査について隠れてこそこそやろうなんていうことを考えているわけではなくて、きちんとしたプロセスを踏んで、実施機関として、プロとしてしかるべきデュープロセスを踏んでやるつもりだし、そうでなければいけないわけです。問題は、環境社会配慮面に関してこの時点ではこういう情報を公開する、さらにこの時点ではこういう情報を公開する、相手国政府にもこういう情報を求めるとか、その後、環境レビューについてはこういう要件が満たされた場合にどうのこうのと、そういうことはもちろん環境社会配慮ガイドライン上に載せなければいけないわけですが、先ほどの趣旨は、協力準備調査そのものの進め方、手続については、必ずしも環境社会配慮を含まないような、あるいはそれが主でないような協力準備調査もあり得るので、それはそれで環境社会配慮ガイドラインでなくても、別の協力準備調査の手続要綱みたいな形で、それ自体は別にパブリックにしてもパブリックコメントを求めても全然構わないのですけれども、必ずしも環境社会配慮面以外を含む協力準備調査の手続そのものをエグゾースティブな形でガイドライン上に規定せずとも、別途の公開された手続要綱として定めれば、それはそれで整合性がとれるのではないかという御提案なのですけれども。

○原科座長 JICA事業は基本的に対象ですけれども、今おっしゃるようにその必要がなければやる必要がないので、だから大事なのは最初の段階のスクリーニングだと思います。それをきちんとやるということで今の答えは出るんじゃないですか。その必要がないのだったら、もちろん余計なことをやらなくていいわけですから。その必要があるかは、まず最初にきちんとしたガイドラインの対象としてチェックするということだと思います。

さて、そうすると協力準備調査実施中のことに関してはいかがでしょう。休憩の前は議論が少し散漫になったような感じもいたしましたけれども。特にこれ以上ないようでしたら、これで区切りをつけてよろしいですか。

それでは、次は、実施後のことに対してという提案がありました。この点に関して御提案はありますか。

○福田委員 またNGOが勝手につくっているフロー図に戻っていただきたいのですが、実施後の問題としてこちら側が御提案させていただいているのは主に3点であります。

1点は、これは有償資金協力を前提にお話しさせていただいておりますが、環境レビュー、案件の審査に入るかどうかという段階で新JICAと外務省の間の対処方針協議とい

うものがあると御説明をいただいております。この段階で最終報告書の内容が確定している必要があるだろうというのが1点目の御提案であります。それをここでは「完成」という表現を使っておりますが、これは、最終報告書案について協議を行う、あるいは、もしかしたら審査会で議論をして答申を受けるといったことがあるかと思っておりますので、こうしたものが最終的に報告書として反映され、その内容を確定するというアクションがないと、そもそも審査段階に進むべきなのかどうなのかという最終的なフィージビリティのところを確認されないままに進んでしまうことになるのではないかと考えております。

2点目として、その最終報告書については完成次第公開していただきたいと思っておりますが、それは審査段階、実際に新JICAとして案件の審査を始める前に公開していただきたいということでもあります。

3点目は、実はこの表には反映していないのですが、かなり前に私が論点として挙げさせていただきました。協力準備調査の中でなされた環境社会配慮に関する提言というものが、環境レビューの中でその実施状況について確認するということが規定すべきではないかと。

この3点が協力準備調査の実施後の手続として私たちが提案している内容でございます。

○原科座長 3点いただきました。

○JBIC（中澤） まず1点目なのですがけれども、私の方では、「協力準備調査に関する提案」というA4横の表裏の紙を見ながら話をしていますけれども、「協力準備調査の最終報告書は、新JICAが日本政府と対処方針に関する協議を行う前に完成していなければならない」という、この「完成」の意味だと思っておりますけれども、中身のうち環境社会配慮に関する部分がある場合に、そこの部分が……

○原科座長 横長の2枚というのはどれですか。

○JBIC（中澤） きょうの紙じゃないのですか。済みません。そうしましたら紙を特定したいのですが。福田さんの方から、どれをという。

○原科座長 前のは持ってきていない人が多いので、できたらきょうので。

○JBIC（中澤） 福田さんがおっしゃったのは、対処方針協議の前に公開ということではなくて、対処方針に関する協議を行う前に完成していなければいけないとおっしゃったのだと思います。第1点目はですね。それはこのフローチャートにはないと思うのですが、そこについては、環境社会配慮に関して審査を行うかどうかについて必要な情報が調査として確定しているなり調査結果として出ているということをおっしゃりたいのだと理

解しています。それでもし違いがあればおっしゃっていただければと思います。すなわち、何度か議論しておりますけれども、最終的な報告書をまとめる前にはかなり手続的なこともございますし、それから、審査をする段階においてある程度はつきりしていなければ審査できないような情報もあれば、協力準備調査についてはさまざまな、例えば事業実施段階あるいは維持管理段階での体制をどうするかとか、どうしてもある程度時間がかかるけれども、それ自体は審査に行く、行かないの決定にクリティカルではない情報もあると思っております、そのすべてを審査の意思決定を日本政府からいただく前に終えているというのは事実上難しいところがあると思っておりますので、あくまで環境社会配慮面について審査に行く、行かないを判断するに足る情報がその時点でアベイラブルになっているというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

○福田委員　ここで申し上げているのは、必ずしも環境社会配慮面だけを取り出して審査に行く、行かないという話ではございません。環境社会配慮について、おまえら委員会なんだから議論しろということをおっしゃるのだと思いますが、環境社会配慮というのは、必ずしも自然環境に関する調査が行われ、あるいは社会環境に関する調査が行われるというところにとどまるものではないと思うのです。ガイドラインの第2部に書いてありますが、プロジェクトの環境社会影響の検討については、「プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない」、あるいは代替案の検討といったものについてもきちんとなされていなければならないというのがガイドライン上決められています。もちろん、環境社会配慮というからには、環境にどのような影響を与えるか、あるいは社会にどのような影響を与えるかということが一義的にはあるわけですが、それが単独で取り出されて、そこだけを読めばオーケーですというのがわかるということが環境社会配慮ということでこのガイドラインで求めているものではないと思うのです。そういう意味では、環境社会配慮面を含む当該事業のフェジビリティが調査を通じて確認されるということを実際にこの審査の中では見ていかななくてはいけないわけですから、そのためにはやはり調査の内容が全体として確定しているということは必要なのではないかと私たちとしては思っております。

○J B I C（中澤）　そんなに違わないのかもしれないのですが、私が申し上げようとしているのは、例えば協力準備調査のTORの1つに当該プロジェクトの環境社会配慮的な側面という部分があったとして、何章かあるうちの協力準備報告書の1つの章にそれがまとめられていたとしても、何もそこだけをとすることを言うつもりはありません。

ただ、必ずしも環境社会配慮に強く関係しない協力準備調査の調査内容なり報告内容というのは当然あるわけですので、そういったことすべてが決まっていなければ審査の可否の決定ができないということではないと思っています。

○原科座長　すべてという定義がなかなか……。でも、計画の内容が相当確定していないと普通は判断できないですね。

○J B I C（中澤）　そうですね。ただ、例えば、いろいろなことが思いつきますけれども、具体的な調達の方法であったり、かなり技術的なことですか、まさに審査前ですからその段階で意思決定ができるわけではないですけれども、政府が審査可否を御判断いただくに足る環境社会配慮及びそれと関連するような内容のことということだと思います。

○原科座長　環境社会配慮の判断に必要な情報はそろえると。ただ、それをすべてという言い方ではちょっと。

○J B I C（中澤）　ええ。なおかつ、審査前ですので、審査可否の判断に必要なことということで、審査の中でいろいろと調査し、審査するものというのは当然あるわけですので、いずれにしてもすべての情報が協力準備調査のみによってアベイラブルにはならないと思います。

それから、2つ目、3つ目についても一度確認させていただけますでしょうか。

○福田委員　2点目は、中澤さんのお手元にもしかしたらあるかもしれませんが、6月17日の提案の3. 1というところでありまして、「協力準備調査の最終報告書は、完成後速やかに、かつ少なくとも案件の審査前に公開されていなければならない」という内容が2点目であります。

3点目は、17-1-1の5ページに私の名前で書かせていただいておりますが、「協力準備調査において実施機関に対して提言した環境社会配慮上の留意事項について、本体事業支援の審査時にその実施状況を確認すべき」というのが3点目であります。

○原科座長　では、まず2番目から。

○事務局（廿枝）　2番目の協力準備調査報告書の公開ですが、これは先ほどもちらっと出ましたけれども、私どもとしては、協力準備調査というのはそれ自体が目的ではなくて、調査に引き続いて本体事業の審査をするということを想定して、それに必要な情報収集等も含めて、しかもそれは環境社会配慮面以外の項目についても行うという調査を想定しておりますので、審査に入る前の段階で協力準備調査報告書を丸ごと公開するというと、そもそも審議・検討に必要な十分な情報が相手国政府等から得られなくなるということもご

ございますし、私どもの環境レビューも含めた審査を実効性の高いものにするためには、この段階で報告書を公開するというのは難しいと思います。

ただ、環境社会配慮ガイドライン上の手続として、従来から申し上げておるとおり、環境社会配慮面に関する情報をなるべく早い段階で、なるべく充実した中身で公開していく方向で検討するということについては、協力準備調査の中で環境社会配慮面の調査もやった場合には、タイミングとして対処方針協議と同時かどうかというのは今の時点では申し上げられませんが、審査に入るなるべく早い段階で、協力準備調査の過程で得られた環境社会配慮面の情報についてはなるべく広く公表して、外部の方々からの御意見をいただけるようにしたいと考えております。

○J B I C（中澤） 続いて3点目のところですがけれども、協力準備調査の提言をどうやって生かしていくかという観点かと思うのですがけれども、例えば協力準備調査の結果として環境社会配慮面にこうこうこういう備えが審査に先立って必要ですよというようなことがあれば、一定の期間を置いた上で実際に審査の段階においてその実施状況を確認するということになるのだと思います。ただ一方で、協力準備調査の提言の中身が、審査時というよりは実施段階におけるモニタリングであったり、事後の段階におけるモニタリングであったり、何か是正措置であったりという場合においては、審査時には、今度は本体事業のときにそれが生かされていくように何らかの形で確保しておくということかと思っておりますが、そういう理解でよろしいかどうか確認させていただければと思います。

○福田委員 今の点については全く異論はありません。

○原科座長 必要な部分をやっていただければいいということで。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

今の点にも関係あるのですが、それから、情報公開やFRの完成というところにも関係するかと思うのですが、例えばこの協力準備調査内で、以前複数の方々から御紹介のあった第2メコン架橋の開発調査のレコメンデーションというものが、この開発調査後に一定期間交通量モニタリングを実測して、予測値との検証を行ってから事業化のタイミングについて検証すべしみたいな、そういったレコメンデーションがあったということが紹介されていまして。というように、今、中澤さんがおっしゃった中で、審査をする前にこういう調査あるいは何らかのアクションが必要ですよというようなレコメンデーションがあった場合、それほど多くはないと思うのですが、仮にあった場合、現実問題、どうやってそれ

が担保されていくのかなというのが気にかかっているところです。つまり、今の廿枝さんの御説明によれば、協力準備調査報告書を丸々公開するのは難しいということだったのですが、そのような結構重要なレコメンデーションが仮に公開されていなかったとして、そこら辺は外からうかがい知ることにはできないのかなと。

それから、そのレコメンデーションはケース・バイ・ケースで、DFRの段階からFRで余り動かないこともあるのですが、その間いろいろな議論を踏まえて大きく動くこともありますので、そうしたときに、とりわけドラフトファイナルレポートの外部、例えば現地ステークホルダーとの協議、あるいは仮に審査会に諮問するとして、そこから得たインプットなどを踏まえて勧告ががらりと——がらりとというのはちょっと言い過ぎですが、何か非常に重要な勧告がつけ加わったときに、それをフィックスさせずに、ケース・バイ・ケースみたいな扱いでフィックスさせることを先延ばしにしてしまうのは非常に弊害があるのではないかという心配があります。

それから、今の廿枝課長の御説明の協力準備調査報告書を公開できない理由についてなのですが、不公表とする情報というのは、公開をこの段階でするのは難しいということは容易にわかるのですが、そのほかの情報についても、この段階、すなわち審査段階前に公開することは難しいということなのではないでしょうか。その場合は、その理由についてもう一度教えていただきたいのですが。

○原科座長 さっき第2メコン架橋の例でおっしゃった開発調査、フォローアップの話は、今の廿枝さんの御説明だと公開対象になるのではないですか。環境社会配慮に関係するのは公表するとおっしゃったから。そういうことではないのですか。

○事務局（廿枝） 済みません、第2メコン架橋のことは不勉強なのですが、私が先ほど申ししたのは……

○原科座長 かかわるものは基本的に公開ですよ。

○事務局（廿枝） かかわるといえるか、どこまで間接的にかかわるものまでというのはもっと厳密に検討する必要があると思うのですが、ただ、環境社会配慮ガイドライン上の手続として、協力準備調査をやる案件であろうがやらない案件であろうが、審査に入る段階において、私どもとして当該案件についてどういう環境社会配慮面の問題意識を持っていて、それをこれから審査で確認しようと思っているというようなことは明らかにすべきかなと。その方が、外部の方々から、たとえ協力準備調査をやらない案件であっても、もっとこういう問題意識があるのではないのかとか、そういうことだと言っていただけ

るのではないだろうか。だから、そこは、今、満田さんからあった審査会の話は置いておいて、協力準備調査の中で環境社会配慮面でこういう指摘があった、あるいはこういうレコメンデーションや条件がついた、勧告があったということであれば、それも含めて、どういう環境社会配慮面の問題意識を持っているということは審査に入る前に環境社会配慮ガイドライン上の情報公開の手続として定めればよいと思います。

ただ、協力準備調査報告書そのものについては、従来から申し上げているとおり、その後すぐに本体事業の審査に入ることを想定して必要な情報収集等を行うということで活用しようと思っている調査ですし、あるいは実施機関の経営状態とか技術的な検討とかさまざまな調査項目があるわけでございます。それについては独法等情報公開法の第5条の3号にあるように審議・検討・協議に関する情報ということで、そもそも相手国政府の中で、例えば有償資金協力であれば、協力準備調査を踏まえて、本当に円借款を要請するのかどうかというのが相手国政府の中で財政当局も入れて審議されないといけませんし、私どもは私どもで、意思決定に至る過程では当然日本政府とも協議しないとイケないということもございまして、そういった審議・検討段階において率直な協議・検討をやるという趣旨からして、少なくともこの段階で、すなわち審査に入ろうとする段階、これから審議・検討しようとする段階で報告書そのものを全部公開するのは難しいと申し上げているわけでございます。

○原科座長 そうしますと、審査に入る前に、環境社会配慮に対する審査に入る前の段階の情報を何らかの形で公開はしたいということですね。そういうプロセスを踏みたいと。ただ、協力準備調査報告書の中身は今のようなことで公開しにくい部分があるので、その時点では……。その後は公開するわけですね。

○事務局（廿枝） それは後で別の資料で御説明しますけれども。

○原科座長 ただ、その辺が微妙で、仕分けをどうやってやるかが問題ですね。仕分けのところでは何らかのチェックができるようでないかと困るかなという感じを受けました。

どうぞ。

○一般参加者（満田） たびたび済みません、地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、廿枝さんが御紹介したケースは、17-2-2のペーパーの2の（3）に該当すると思うのです。かねがね、この議論になるたびに、委員会の場なり私たちから、何が公表されない情報に該当するのか具体例を出してくれとリクエストして、それにこたえる形でこのペーパーをつくっていただいたのかなと想像しているのです。ということは、私の提

案なのですが、不公表とする情報を除いた情報だったら大丈夫なのではないかという提案なのです。さっき私がクリティカルなレコメンデーションがあったらどうするのですかみたいなことを聞きましたし、福田委員がおっしゃったように、環境社会配慮の情報は、代替案ですとか技術的な検討ですとか、その他もろもろ、あるいは代替案に関連しては事業ニーズの話なんかも出てくるわけですし、割と多様に及んでおりまして、例えば相手国がつくったEIAを従来どおり公表するというようなものだけでは見切れないような部分もあると思ひまして、最新の協力準備調査の中でやられた調査がこの段階で情報公開されることの意義は非常にあろうかと思っているので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

○福田委員 協力準備調査の報告書の件で4つほど申し上げたいのですが、まず先ほどから難しいなと思っているのは、環境社会配慮に関する部分だけを公開するというのはどのように可能なのか、あるいはどう切り分けるのかというのは相当難しいのだろうなと思っています。

それから、現行のJICAの開発調査さんの報告書あるいは無償資金協力の事前調査の報告書がすべて完成後速やかに公開されているという扱いに比べると、今御提案されている扱いは相当後退した扱いだろうと思います。これをどこまでこの委員会での議論の対象にすべきかどうかというのはあると思うのですが、非常に公開するタイミングが遅いという印象は受けます。

それとの関係で、私も先ほどから満田さんがおっしゃっていることと同じ疑問を持っているのですが、不公表とされる情報が規定されて、しかし公表する情報についても合意文書の締結まで公表できないというのはなぜなのかというのがこの文章からはよくわからないので、その点について御説明いただければなと思います。

最後に、この審議・検討に関する情報というのは具体的にどのような情報が含まれるのかというのは、法律の法文を引いていただくと、それはそうだということになるのですが、一方で、現在の開発調査の報告書では、開発調査のプロセスは、基本的には相手国から出される情報はこういう形で報告書にまとめますよという前提でF/Sをやるなり、あるいはB/Dをやるなりしているわけで、実際に何もないところでどういう調査を行って、できたものを出せるかどうかということになれば、このように情報公開法の規定でということになるのですが、一方で、今後新しいスキームをつくっていく上で、どこまで公表しますよということを前もって定めて、その前提でもって調査を行っていくという

のもまた別のやり方としてあり得ると思うのです。そういう意味では、この審議・検討に関する情報というのは非常に一般的なざくっとした形で書かれていますが、もう少し具体的に、こういう情報は非公開前提じゃないととれないというところについて御説明いただきたいと思います。

○事務局（廿枝） それでは、次の議題に予定していたのですが、今お話が出たので、この場で御説明させていただきます。

今日の資料の1つとして、右上に17-2-2と括弧書きで書いてあるA4の縦の1枚紙がございます。「協力準備調査報告書の公表について」というものでございます。これは、17-2の議題、すなわち、10月1日以降、新JICAが発足して以降の当面の措置の一環として以前から協力準備調査報告書の公表について御質問いただいていたので、御説明をということで御用意させていただいたものでございます。

確かに、今、福田委員が御指摘のとおり、新JICAになって協力準備調査という概念に括られる現行のJICA・JBICの調査については、調査報告書の公開の仕方がかなり大きく違うという現状がまずございます。現行のJICAの開発調査の報告書については技術協力の成果物として作成されるわけでございますけれども、それは開発調査が終了し次第公開しているということでございます。他方で、現行私どもが案件形成段階で相手国政府のF/Sを補完する形で行っているSAPROFというものについては公表しておりません。開示請求があれば、その都度可能な範囲で開示しているというのが現状のプラクティスでございます。このように大きく違う公表方針をどう一本化するのかということで、縷々JJで検討してまいって、実はまだ詳細な運用規則までは定まっていないのですが、方針として10月1日以降こういう方向で行こうということで決まったものでございます。

まず基本方針でございますけれども、新JICAにおいて実施される協力準備調査の報告書は、本体事業に係る合意文書、すなわちローン・アグリーメントとかグラント・アグリーメント締結後、可及的速やかに公表する。先ほど申しました現状のSAPROFの報告書というのは合意文書を結ぼうが結ぶまいが公表しておりませんが、この点については合意文書締結後、可及的速やかに公表するというところでございます。

但し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律、以下、情報公開法と言いますけれども、これに則り、一部公表に適さない情報については合意文書締結後であっても不公表とする場合がございますということでございます。それはこの次の2. で出てくる

話でございます。

なお、環境社会配慮に係る情報は新環境社会配慮ガイドラインの手続に則って公表するというので、協力準備調査報告書の公表云々の話とは別に、まさにこの有識者委員会で御議論いただいている環境社会配慮手続に関する点では、協力準備調査で取得したり分析したりした情報については、合意文書を締結する前であっても、先ほどもちらっと申しましたが、なるべく早い段階でなるべく多く公表していこうという方針でございます。

2. の不公表とする情報例として入れていますが、これは調査の内容によってかなり幅があり得ますので、あくまで例としていますけれども、この2. で挙げている情報というのは、合意文書締結後に公表した報告書の中であってもここに含まれる情報については公表しないことがあり得るということでございまして、もともと協力準備調査を開始する段階で、まず調査TOR案について相手国政府との間で合意する、即ち相手国政府としてもこういう内容の調査であれば協力できますとか、情報が出せますということで、相手国政府と調査開始前に協議をして合意をするわけですけれども、私ども、10月以降協力準備調査を開始するに当たっては、この情報公開面についても、相手国政府と調査を開始する前に、これは合意文書を締結したら基本的に公表ですからという前提で調査に同意をもらう。ですので、原則公表という趣旨にかんがみれば、公表した後も引き続き不公表とする情報は限定されるものと理解してございまして、そのように運用したいと思っております。

その中身ですが、個人情報、これは個人に関する情報ということで、そもそも報告書にあえて個人情報を入れる必要があるのかというところもございましてけれども、他方で調査を委託されたコンサルタントの側からすれば、せっかく調査をして、重要な情報として調査に盛り込んだものであるにもかかわらず、不公表だからといって報告書に入れないというような運用はいかがなものかと思っておりますので、万が一個人情報が入っていれば、合意文書締結後であってもその部分は公表できないという趣旨でございます。

それから入札関連情報ということで、これは、そこにはございます設計・仕様、コスト積算、調達パッケージなどの入札関連情報。これは、入札前に公にすることにより競争を阻害し、事業実施主体であり調達主体である相手国政府の正当な利益を害するおそれがあるということで、合意文書締結後の時点では公表できないとしても、入札が終わった時点では追加的に公表するというのを考えております。ただ、現実的な実務上の問題として、かなり入札パッケージが多数にわたっているような案件で、入札が一個一個終わるごとに

当該部分のみ逐一公表していくのは実務的に難しい面もございまして、そこは多少、実務的にも正確にきちんと対応できる運用でやりたいと思っています。

最後に審議・検討に関する情報等ですが、ここは、そもそも合意文書締結後に公表すると言っている趣旨が審議・検討・協議中なので、その時点では公表できませんと言っていることですから、逆に言うと、合意文書締結した後であれば、この2.の(3)で言うところの審議・検討に関する情報というのはかなり限られてくる。その案件についての、あるいはその調査が対象としている本体事業についての審議・検討は、合意文書を締結することによって一応終わっているわけですので、それでもさらに審議・検討に関する情報というのは、よほど明確に相手国政府から公にしないでくれと言われた場合であるとか、たとえ合意文書締結後であってもこれは公にしないでくれと明確に指定された場合であるとか、あるいは、当該案件に限らず、その後のさまざまな案件についても、協力準備調査を行っていくに当たって、例えば実施機関の経営情報とか実施機関がまだ決定していない経営戦略といったものについて、相手国政府と合意文書を結んでいたとしても、まだそれ自体が相手国政府内で審議・検討中の情報であれば、そういった情報を私どもが出すということになりますと、爾後同様の調査をやった際に、相手国政府、実施機関から、新JICAというのは公表するのでしょうか、だったら出せませんねということで、案件の審査あるいは相手国政府の実施機関の借り入れ能力ですとか実施能力を私どもが審査するに必要な情報が得られなくなるおそれがあるということで、そうなる私どもとしての十分な審査ができなくなり、業務遂行に支障を来すおそれがある場合もございまして、そういったものについては公表致しかねるということでございまして。

先ほど福田さんからいろいろ御指摘がございましたけれども、現状のJICAの開発調査に比べれば後退ではないかということについては、新JICAにおいても、1号業務、いわゆる技術協力として行う調査の報告書は現行どおりの公表を行うということで、その部分は後退ではございません。それから、そうは言っても協力準備調査の中でF/Sなどをやる場合だってあるだろうということですが、これまでも何度もこの委員会で御説明していますとおり、現状のJICAの開発調査というのは、そのすぐ後に本体事業が控えているわけではなくて、それはそれとして1つの完結した協力事業として調査をやり、報告書にまとめているのですけれども、新JICAの協力準備調査と申しますのは、まさに読んで字のごとく、その直後に本体事業の審査を控えているということで、それに関する情報収集や分析というものも当然含むものでございまして、そこについては、調査が終わ

ったら今度は相手国政府、新 J I C A、日本政府ともどもの審議・検討・協議段階に入っていくということですので、そのプロセスにおいては先ほども申しましたとおり公表できかねるけれども、現状の私どもの S A P R O F のように開示請求がない限りは開示しないということではなくて、意思決定が終わった段階、すなわち合意文書を締結したら速やかに公表するというところで整合性をとろうとしているということでございます。

○原科座長 ありがとうございます。

波多江さん、どうぞ。

○清水委員（代理：波多江） 廿枝課長、御説明ありがとうございます。

今の御説明を受けて、まだ明確に理解できないところがありまして、1点なのですがけれども、先ほどから出ているように、どういう情報が環境社会配慮に係る情報か切り分けるのも非常に難しいのなかとを考えています。この御説明の中で、例えば環境社会配慮に係る情報ではなく、しかもこの2の例示にあるような不公表とする情報でないものというのは、L/A、G/A後には出せて前には出せないということになるのですけれども、そういう情報、要するに環境社会配慮にかかわらない情報でこの2にもかからない情報というのはどういう種類のものがあり得るのかということ、私は想定しにくいので、教えていただければということと、その種類の情報がなぜL/A、G/A後には出せないのかという理由をもう一度御説明いただければと思います。私が懸念していますのは、この環境社会配慮に係る情報の中に事業の妥当性にかかわる情報が入るのか入らないのかということ、気にしております、例えばパハン・セラゴール導水事業などでは、S A P R O F でしたけれども、妥当性にかかわる調査が行われていて、そこではこの事業が必要なのかどうかという非常に重要な情報が含まれていた、そうした情報を私たちは出していた、それが環境社会配慮に係る情報なのかどうかということ、これはまたそれで議論になるのかとは思いますが、そうしたところを教えていただければと思います。

○事務局（廿枝） まず1.の(3)の環境社会配慮に係る情報といいますのは、私どもが想定しておりますのは、御提案いただいているこのフロー図でも出てきていますけれども、案件の形成段階でゼロからF/Sとして形成する場合もあれば、相手国のF/Sを補完する形でやる場合もあるわけですが、E I A ですか住民移転に関する計画ですか、あるいは少数民族に関する計画ですか、そういう環境社会配慮に関する文書について協力準備調査の中で作成した、あるいは見直したという場合に、そういった環境社会配慮に

関する主要文書についての調査結果というものをまず想定しております。その他、必ずしもそういった文書に直接関係はしないけれども、環境社会配慮面で留意すべき情報や分析結果が全くないとも言いがたいといったものがあれば、もちろんそういったものも、私どもが本体事業の審査に入る段階で、当該事業の環境社会配慮面の留意事項とか問題意識としてお示しするということはあり得ると思います。

ただ、案件の妥当性あるいは必要性といったことについては、確かに、そもそもこの案件が必要か、やらなければ環境社会面では何ら影響ないじゃないかということになるわけでございますけれども、もしそこまで非常に大きな問題というか環境社会配慮面について疑義がある案件であれば、そこまで立ち返って議論する必要があるという案件はあると思いますし、そもそもそういう審査に入る段階で環境社会配慮面のこれまで以上の情報を御提示するという趣旨は、まさにそういう案件があればぜひ教えていただきたいということでもありますので、そうなれば個別にさらに議論するということはあると思うのですが、一律の一般的な共通した対応としては、私が先ほど来申し上げている環境社会配慮面の情報公開の対象として、案件の妥当性、必要性、そういったところまで遡った情報というのは想定しておりません。

○原科座長 田辺さん、どうぞ。

○事務局（田辺） J A C S E S の田辺です。

私の認識としては、ゼロベースも含めた複数の代替案を検討するということが環境アセスメントでの基本になると理解しております。そのゼロベースも含めた複数の代替案を検討する上で、需要予測とか交通手段のモードであるとか、さまざまなオプションの情報が公開されていなければ、この点について第三者が検討することは極めて難しいというふうに理解しておりますので、その妥当性も含めて、妥当性とか需要予測とかモードといったものの情報は環境社会配慮ではないと切り分けるというのがそもそも不可能ではないかと思っております。

○原科座長 ガイドラインでは、ゼロオプションといいますが、ノーアクションも比較検討する枠組みになっておりますから、事業の必要性はきちんと説明していただければいけないという考え方ですね。ということで、妥当性は公表しないとおっしゃったけれども、それは今あるガイドラインの考え方と整合しないのではないかとということだと思いますけれども。

○事務局（廿枝） そもそも E I A をやるプロセスにおいて、代替案の検討というのは極

めて重要なイシューとして、それは現地ステークホルダーとE I A手続の中で早い段階から代替案の検討も含めてなされるものだと理解しております。ですので、少なくとも現地ステークホルダーに対してはE I Aの早い段階から、先ほどおっしゃったゼロオプションも含めて代替案の検討をし、その中で案件の必要性、重要性は十分な説明がされるということだと思っております、それは環境社会配慮ガイドラインで定められるべき手続の1つだと理解していますが、そういった中でさらに、協力準備調査が終わった段階での、現地のステークホルダーに限らない一般的な情報公開の対象として、その延長で考えれば、代替案の検討に関する情報も環境社会配慮に係る情報の一部として公表することはあり得ると思いますが、済みません、今日はそこまで言っていないというマンドートをもらっていないものですから。いずれにしても、御指摘のとおり、環境社会配慮に係る情報とそれ以外の情報を一体どこで区切るのかというのは非常に重要な点で、実際のプラクティスとして、審査に入る前の段階での先ほど申しました環境社会配慮面に関する私どもの情報公開の範囲というものはいずれ具体的に定めないとそもそも運用できないので、そういった問題意識を共有しつつ、今後具体的に定めていきたいと思っております。

○原科座長 本当にどうやって仕分けするか、それが難しいですね。協力準備調査報告書の目次ぐらいは公表するのでしょうか。全く公表しないのですか。目次がないと、どこが環境社会配慮に関係しているかはわからない。どうやってわかるのでしょうか。

○事務局（廿枝） 目次といいますか、初めの段階でTORは公表されているわけで、通常は調査の目次というのはTORとほぼ整合性のとれたものということですね。

○原科座長 TORでわかるということですか。その表現でそこまでわかるのかな。ちょっとわからないような感じもしますけれども。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 この話をやっているとそれだけで1時間ぐらいかかりそうな気がしてきてあれなのですが、2点質問させてください。

1点は、先ほどちょっとお伺いしたのですが、不公表とする情報以外の情報について、なぜ合意文書締結まで出せないのかということについてお答えいただいていたかかなと思うので、その点をお願いします。

2点目ですが、今まで実際SAPROFの情報公開をお願いしていて、この審議・検討に係る情報のどこに係るかというのはいろいろあるのですが、主に第三者から公にしないとの条件で提供された情報、あるいは相手国との信頼関係を損なうおそれがあるというこ

とで不開示と結論としてなったという例がたくさんあります。実は、この審議・検討に関する情報をそのまま当てはめてSAPROFの情報公開をしていただくと、ほとんど読めない、真っ黒なものが出てきてしまう。私が知っているケースは、目次と各章・節のタイトルだけが出てきて、本文はすべて黒塗りというケースもありましたし、公開していたケースで、ほとんど公開してあるのだが、提言部分だけは黒塗りになっていたというものもありました。経験はいろいろあるのですが、これをそのままリテラルに当てはめてしまうと相当公開される範囲は狭まってしまいうだろうと思います。そういう意味では、実は廿枝さんがこの文書には載っていない非常に重要なことをおっしゃっていて、協力準備調査を始める段階で相手国政府と協議をする、その段階で、出てきた情報については公開という前提でやるんですよということを確認して協力準備調査を始める、それでもやはり出せないものに限って出せないものが出てくるということをおっしゃったかと思うのですが、その点は非常に重要なポイントだと思っていて、それはガイドラインに書くような話なのかどうかよくわかりませんが、何かしらの形でそういう取り扱いをするんだよということを明確化していただく必要があるのかなと思っています。

何か2点目はコメントになってしまいました。1点目は質問です。

○事務局（廿枝） 1点目の御質問に答える前に、まさに2点目のところなのですが、ここは我々の内部でもかなり議論があったのですけれども、情報公開の原則はもちろん我々も重要だと——あんなに黒塗りにしてよく言うよという感じかもしれませんが——思っています。ただ他方で、特に調査を効率的にやる際には、一旦調査が終わった後で改めて、さてこの報告書のうちどこを出せますか、どこを出せませんかということをやっていたのでは、そもそも受注されたコンサルタントの方もたまらないし、我々もたまらないし、みんなたまらないということで、ここはむしろ、こういう原則で行くのであれば、それをあらかじめ想定してやるしかないということです。ですので、これまでは開示請求を受けた後に一々相手国政府の了解を取るというようなことをやっていたわけですが、そうではなくて、調査を始める前に、こういった情報公開方針も含めて相手国政府の包括的な了解を得ることなのですね。

例えば、L/A締結後だろうが何だろうが、とにかく最終的に公表するのだったら情報を出せませんという場合だってあるかもしれません。別にそれは環境社会配慮にかかわらず、実施機関のいろいろな、実は債務問題に苦しんでいるとか、そういうやつは出せませんと言うかもしれない。その場合は我々には2つオプションがあって、1つは、協力準備

調査をやらずに我々自身の審査として何とかそういう情報を得るということもあるかもしれませんが、ただ、せっかく協力準備調査をやるのであれば、なるべく協力準備調査の中でその辺の情報を、少なくとも一次的な分析ぐらいはやりたいというようなことがあるわけですので、ここは原則公開だからね、公表しますからねということで、但しよほどのことがあれば一応日本の法律に則って公表しない情報もあり得るけれども、原則公表なので、少なくともL/Aを結ぶまでの審議・検討が終わってしまえば、それでも2.の(3)に言うような審議・検討情報というのは、それ以外のさまざまな、あるいは爾後の協力準備調査の情報収集分析活動に波及効果を持ち得るぐらいインパクトのある情報であればL/A締結後も不公表とすることはあるかもしれないけれども、逆に言うと、そうでなければ、L/Aを締結した段階で審議・検討・協議段階というのは終わっているので、その段階で出しますよという仕分けです。

ですので、以前もこの委員会で、確か千吉良委員からだったと思いますが、たとえ審査が終わった段階であれ審査情報を公表するということになる、その審査は終わったからいいものの、それ以降の審査において必要な情報が得られなくなるのであれば、結局サステナブルじゃないじゃないかと。すなわち新JICAとしての審査が実効性のあるものとして今後できなくなるおそれはないのかという御心配をいただいて、確かに我々もそういう心配はしているところなのですが、ただ、そこは協力準備調査報告書については原則公表だという前提で、であるならば、出せないという情報を我々はどうやって得るのかということについては、オプションとしては2.の(3)のようにしてでも得てしっかりと分析したいというものもあれば、協力準備調査の対象にしないで別の形で入手するということもあり得るのかもしれません。ただ、協力準備調査をやっておきながら別の調査をするというのも何か変な話なので、せっかく協力準備調査をやるのであれば、協力準備調査の中で入手するようにしたいということでございます。

1点目の質問は、L/Aを結ぶ前の段階であっても、2.の不公表とする情報に当たらない情報であれば公表できるはずではないかということですね。それは確かに調査報告書ですので、いろいろな公知の情報、例えば相手国の政治経済状況など、それ自体は別に不公表とするような情報ではないものもあります。厳密にやろうとすれば、審議・検討段階でも、例えば公知の情報であればそれだけ切り出して公表し、今度は合意文書を結んだ後にさらに公表するというようなこともできるのかもしれません。ただ、私どもが想定しておりますのは、協力準備調査が終わってから、いただいたフロー図で言うところのL/A

を結ぶまでというのは、せいぜい120日とかそれプラスアルファという間のございますので、その間は、審議・検討・協議段階にあるということで、公知の情報も含めて、環境社会配慮面に関する情報は別ですけれども、私どもの実務上の都合も多分にあるのですけれども、不公表とさせていただいて、ただ、L/Aを結んだ段階で可及的速やかに公表するというのでやらせていただけるとありがたいということでございます。

○原科座長 できるだけ公表したいのだけれども、どうしても公表できないものは残るということですね。

○事務局（廿枝） ええ。まさに原則は公表するということなのですが、引き続いて行う審査を実効性あらしめるために必要な情報で、相手国が公開を前提としないで提供したという情報もあり得ますので、そういったものについては不公表とすることもあり得ると。入札関連情報は入札が終わったら公表するというのでございます。

○原科座長 そうすると、問題は、通常の情報公開でやったのでは困るということなのですが、そうすると外部からチェックできない。そのところをどうするかですよ。

○福田委員 環境社会配慮に係る情報とは何かという話がありますが、その部分は出していただくということなので、環境社会配慮の議論としてはそれでいいということになるのかもしれないのですが、しかし、案件の妥当性、要するに日本政府あるいは新JACAとしてその案件にお金をつけ、進めていくことがいいのか悪いのかということのインプットを得るべきタイミングというのは、まさにこの合意文書の締結前だと思うのです。そういう意味では、特に事業のフィージビリティに関する情報が締結後まで出ないというのは非常によろしくないと思いますし、この議論はまた別に場をかえてやらせていただきたいと思いますが、ひとまず先ほどの私たちの提案に戻った方がいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 では、ストップしましょう。それでは、そういう状況だということ認識した上で戻りますか。

そうすると、さっきの事後の話で、ほかはどんな論点になりますか。

○福田委員 済みません、フローに戻っていただきたいのですが、17-1-3と書かれているものですが、今の協力準備調査報告書の公開の点については、今の話を整理すると論点としては2つあって、1つは、ここで言っている協力準備調査報告書とは全部なのか、あるいは環境社会配慮に関する部分なのかということ。それから、タイミングとして、私たちは審査が始まるより前に公開していただきたいということを申し上げているわけです。

が、先ほどからの廿枝さんのおっしゃり方だと、それはまだもうちょっと検討が要る、しかしなるべく早い段階ということだったと思います。

なので、その点について何か御意見があれば、ここで議論させていただければいいかなと思っていたら、座長が退席されてしまいました。

○松下委員 もしよろしければ、座長はちょっと外されましたが、引き続き今の御意見に対して議論を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、フロアからどうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

この段階で、つまり審査段階の環境レビューの開始前に何を公表するかというような話なのですが、これは後ほど情報公開のタイミングに関して議論させていただきたいというものを持ち込んでいるのですが、それとも若干関連してくることかなと思っております。というのは、例えばE I Aなり住民移転計画なり先住民族配慮に関する計画なりを環境社会配慮上重要な文書と私たちは考えておまして、これについてはなるべく早い段階で、アプレイザルの実施前には公開していただきたい。これについては、E I A、R Pなんかに関しては世銀は同様の規定を設けていると理解しております。

その上でなのですが、協力準備調査をやる、やらないにかかわらず、そういった環境社会配慮上重要なものに関してはなるべく早い公開が必要だと思っているのですが、一方、よくあるのが、例えばE I Aが5年ぐらい前に実施されていた、とはいうものの調査手法が一部不足だった、あるいはスコープとして欠けているものがあつたので、協力準備調査でというか、S A P R O Fなんかで補完調査をしたと。E I Aの方は現行ガイドラインの規定に乗かって公開されているのですが、肝心のS A P R O Fで行ったE I Aが公開されていないということも現行ではあって、それはどうなんだろうと。そこら辺については恐らく問題意識を共有してくれているのではないかなと想像しております。つまり、私が言いたかったのは、協力準備調査にかける、かけないにかかわらず公開していくであろうE I A、R Pなどの情報についてはこの段階で公開していただきたいということです。

○原科座長 お願いというだけでいいですか。それに対するリアクションは要らないですか。ほかの方は今の御意見に対して何かありますか。今、フロアから意見をいただきましたので、委員の方のリアクションがあれば。やはり公開した方がいいということになりましょうか。

○高梨委員 廿枝さんの御説明がわかりにくかったので、確認ですけれども、現在、いわ

ゆるF/Sレポートは実施後一応公表になっていますね。JICAの開発調査のレポートはL/Aを結ぶまでですね。今度それを協力準備調査という名前にして、これ以降はL/A締結前は公表しないということですか。

○事務局（廿枝） ええ、そういう考えでございます。

○高梨委員 ただし、先ほど、環境社会配慮にかかわる部分についてはできるだけL/A締結前の公表を検討するということなのですか。

○事務局（廿枝） ええ。環境社会配慮面に関する情報についてはまさに環境社会配慮ガイドライン上の手続の一環として、この委員会でも従来から、情報公開が現状不十分なのでもっと充実させよという御指摘を縷々いただいていますので、環境社会配慮面に関する情報については、その範囲、定義づけというのは今後厳密に詰めていく必要がございますけれども、審査に入る段階で公表するという事で考えております。

○高梨委員 そうすると、基本的に作業的には今までと余り変わらないと思うのですが、従来F/Sレポートが公表になったのが今度公表できないという大きな理由は何になるのですか。

○事務局（廿枝） 従来の技術協力の成果物としての開発調査と違って、協力準備調査というのはその後すぐに本体事業の審査に入ります。要は、協力準備調査が終わった後は、例えば有償の場合では、その協力準備調査ででき上がったF/Sに基づいて、これで本当に円借款を借りるのかどうかということを相手国政府内で財政当局も含めて協議検討してもらわないといけないわけです。相手国政府からこの案件について円借款を借りたいという意思表示があった後、今度は我々自身も審査をするわけですが、さらにその後、今度は日本政府とも協議をして、最終的な、私どもはL/Aという形で、政府は閣議決定という形で意思決定をしていくことになるわけですが、審議・検討段階が協力準備調査の場合は開発調査と違ってすぐその後が始まってしまうということなので、その間は120日とかその間ですけれども、意思決定が終わるL/Aを結んだ後に公表するという事で考えているということです。

○J B I C（中澤） 先ほどの満田さんの御質問の関係ですけれども、例えばE I Aが途上国政府の方で承認されたものがあるけれども、非常に古くて、実際には事業を開始するに当たってアップデートが必要だと。その一部を協力準備調査で補完的に協力の準備をした場合ということですが、恐らくその場合は、協力準備調査の報告書の公開というよりは、それはそれで廿枝の説明にあったとおりですけれども、途上国において借款なり無償資金

協力なりということで日本の協力を仰ぐに当たって、E I A 自体の改訂承認みたいな手続が通常であればあるのかなど。それにおいて協力準備調査の成果が生かされ、それは彼らの中で消化した形でE I A として出てくるということが想定されるのではないかなど考えております。

○一般参加者（満田） ありがとうございます。

それはそういう手続になろうかとも思っております。

ただ一方で、先ほど来申し上げておりますとおり、今の甘枝さんの御説明で、協力準備調査は従来の技術協力としてやっていた開発調査とは違うのだ、その後で審議・検討段階に入っていくものであるからというような御説明があったのですが、その部分こそ私たちが心配しているところなのです。つまり、審議・検討段階に入っていくものであるからこそ、その審議・検討段階に入っていく前の段階の情報というものが明らかにされてほしいと思っております、というのは、先ほど来何度か例に引き合いに出しているように、環境社会配慮上切っても切り離せないような情報がレコメンデーションに入っているのですとか、その他の、例えば代替案で提案されているようないろいろな情報のもととなる情報というのは往々にして違うチャプターに書かれているようなこともあるわけです。「環境社会」という名前のついている章ではなくて、もうちょっとテクニカルな検討が行われている章に関連するような情報もあるわけです。ですから、私の考えとしては、そこら辺は切り離すのはむしろ難しいのではないかと。先ほど御説明があった17-2-2の2以外の情報についてはL/Aとかを待つのではなくて、この段階で公表されたらいかがかと考えております。

○原科座長 何か協力準備調査になってわけがわからなくなってしまう感じがしますね。どこまでが環境社会配慮に入るか本当にわからなくなってしまうと思いますね。そんなに公開してはいけない状況なのかな。それがちょっと気になってきましたね。どうしたらいいのでしょうか。ちょっと不透明感がただよってしまうね。

○J B I C（中澤） 公表しないということを申し上げているわけではないということは重々御承知だと思っておりますけれども、同じJ I C Aが協力準備調査を行い、同じJ I C Aが資金協力、無償なり、有償なりをやるということに、まさにこの組織改変でなるわけですよ。そのときに、協力準備調査の中で言われていることについて、そのすぐ後に実際に審査をし、案件に協力していくという同じ母体の人間がそれをないがしろにできるかといったら、それはあり得ないと思います。もちろん協力準備調査自体はコンサルタントの

方にまとめていただくような形になって、そのすべてが途上国政府側に了解されているかどうかというところにはありますので、当然途上国の中でそれに基づいて、例えば彼らのつくっているF/Sの見直しであるとか、協力準備調査でF/S全体の協力の準備をした場合においてはそれ自体の承認という手続が彼らの中でありますので、その過程において当然変わってくる部分があると思います。それをまさに新JICAが審査し、適切な方向性で協力していく、そこにおいて、先ほどありましたとおり、協力準備調査において書かれていることが審査時点までに達成されているのかどうか、あるいは審査を経て実際に協力段階の実施段階あるいは事業が完成した事後の段階でフォローアップしていく事項がそれぞれあって、それをフォローできるのが同じ新JICAなわけですので、それは当然に我々の中でしっかりやっていくし、そこにおいて適切な情報公開なり専門家の意見を反映させていくということだと思います。

○原科座長 そのようにやっていただきたいのですけれども、仕組みとしてそういうことがちゃんと担保されるようにしておかないとまずいかなと思いますね。その工夫ですね。異議申し立て制度もありますから、それを機動的に連動してやれば、そういう変なことは起こらないと思いますが。

○福田委員 1点だけ確認したいのですけれども、最初にこの資料の御説明をいただくときに、廿枝さんから10月以降の当面の措置という議題の一環として御説明いただいたのですが、これは10月以降の当面の措置なのですか。それとも一応これで基本的には走っていくと理解させていただけばよろしいのですか。

○原科座長 ちょっと待ってくださいね。話題を変えますかね。今、5時5分でしょう。5時半で何人が抜けてしまうようなので、当面の措置はありますか。切りかえますか。

○福田委員 済みません、もし進むのであれば、無償資金協力の審査のタイミングの議論を先にさせていただきたいのですが。

○原科座長 ほかの方はいいですか。

では、5時半に帰られるということなので、今の福田さんの御要望に答えましょう。

では、無償資金協力。

○福田委員 済みません、きょうはいまいち議論ががくんがくんしているような感じがしますが、何でしょうね。

資料17-1-5と右肩に書かれている資料をごらんいただければと思います。それからもう一つ、先ほどからずっと参照してきたフロー図がありますが、裏を返すと17-1

ー5に対応するフローが書かれていますので、17-1-3のフロー図の裏面の無償資金協力の部分もあわせてごらんいただければと思います。

無償資金協力の環境レビューのタイミングについては既にこの委員会でも何度か問題提起まではさせていただいてきました。具体的に申し上げます、現在のJICAのガイドライン上は、基本設計調査という調査をJICAが無償資金協力の事前の調査として行っておりますが、JICAとしては、この前に、その案件について環境社会配慮が適切になされているかどうかということについて確認するという手続がなされている。それはなぜかと言えば、これも繰り返しになりますが、現行のJICAのガイドラインを策定した前回のJICA環境社会配慮ガイドライン改訂委員会において、当時の外務省の無償課長から、基本設計調査が実施されると、論理的にはここはポイント・オブ・ノーリターンではないが、実質的には本体事業の実施が確保されているというのが実態であるという御説明があったので、それではこの基本設計調査が入る前に環境社会配慮については必要な手続を終えておこうという思想でもって現行の新JICAのガイドラインというのはつくられております。

それで、今後どうするかということをお私はずっと問題意識として持っておりまして、前回、外務省の無償課の松浦企画官にいらしていただいたので、その点について何点か質問させていただきました。余り明確な回答がいただけたとは思わないのですが、松浦さんが設計・積算の作業と環境審査の関係について、私としては設計・積算作業の後に改めて環境審査をやるということだと思っておりますがという質問に対して、それは二度手間三度手間である、外務省としては無償資金協力の場合はそこに至るまで一つ一つのポイントで確認という作業を積み重ねているという旨の御発言があったのかなと思います。そのように考えていくと、現在の外務省の無償資金協力に関する考え方を前提にすれば、この無償資金協力における環境レビュー、すなわち無償資金協力をやろうとしている案件について環境社会配慮上の要件を満たしているか、あるいは実施段階において適切な環境社会配慮が確保されるかということについて確認するという作業は当該案件の設計・積算を行う前に行うべきではないかというのが基本的な私の現段階での考え方であります。

そのように考えるとどうなるのかということをお、これは御提案ということで考えたものを紙にしてみました。

1つは、協力準備調査について、現在のJICAで行っている無償資金協力の事前の調査として行われている調査については、10月以降、新JICAのもとでは、当該無償資

金協力の妥当性を確認するための調査というものと、設計・積算のための調査というもの、この2種類が協力準備調査という1つのスキームの中で取り扱われることになるのと伺っております。設計・積算に入る前に環境レビューを行うということになりますと、この2つの調査は分けて実施した方がいいのかなというのが最初の提案であります。と申しますのは、環境レビューを行うということは、その環境レビューの結果として先に進まないという判断を新JICAとしてすることがあり得るということになるわけです。そうすると、妥当性の確認のための協力準備調査と、その後に来る当該案件の設計・積算のための協力準備調査を一本でコンサルタントと契約してしまった際に、環境レビューの結果としてその案件をやりませんということになってしまえば、その契約を途中で打ち切らなくてはならないということになります。ほかの工夫もあり得るのかなとは思いますが、ひとまずそうした結果を防ぐために、この2つの調査は別に行った方がよいのではないかというのが1点目の提案であります。

裏に行きまして2点目ですが、これは先ほど申し上げましたが、環境レビューはいつ行うのかと言えば、これは有償資金協力とは随分違うやり方になる、あるいは現在のJICA、外務省のやり方に近くなるのかもしれませんが、基本的には設計・積算のために行う協力準備調査の前に行うべきではないかと思えます。設計・積算に入るかどうかということについては、その判断につき外務省との対処方針協議というのを予定されていると伺っておりますので、恐らく新JICAとしての環境レビュー及びその環境レビューを受けた判断はその外務省との対処方針協議の前になされることになるのかなと思えます。

3点目です。これがちょっと微妙な表現なのですが、意思決定というものをどう考えたらいいのだろうということがあります。しかし、恐らくJICAとしての最終的な意思決定というのはグラント・アグリーメントの締結ということになるかと思えますので、ここは設計・積算に関する協力準備調査を行うか行わないかに関しての新JICAの判断という形でまとめさせていただいておりますが、無償資金協力については、環境レビューの結果を行った上で、その結果を設計・積算調査を行うかどうかというところに反映するということの規定してはいかがかと思えます。現行のJBICのガイドラインでは、意思決定に反映すると書かれていて、意思決定というのは基本的にはローン・アグリーメントであると整理されているのですが、無償資金協力についてはこのタイミングで環境レビューを行い、設計・積算をやるかどうかというところでワンクッション置いてはどうだろうという御提案であります。

4点目の提案は、この無償資金協力の情報公開のタイミングの問題であります。現在のJ B I Cの情報公開の場合には、カテゴリAの案件については、意思決定、すなわちローン・アグリーメントから最低120日前には公開するということがFAQに記載があります。しかし、環境レビューをこのタイミングでこのような形で行うということになると、それとはまた違う情報公開の仕方が必要かなということ、ここで御提案させていただいているのは、カテゴリAの場合は、設計・積算に入るかどうかということに関するJ I C Aの判断より120日前には、カテゴリ分類、その根拠、それから環境社会配慮に関する重要な文書を公開すべきではないかというのがこの4点目であります。

そのような前提で——そのような前提でというのは、設計・積算に入る前に環境レビューを行うという前提でガイドラインを考えてみるとこういうものになるのではないかと思います。私たちからの御提案であります、その点も含め当委員会の皆様と御議論できればと思います。

○原科座長 ありがとうございます。

今のポイントは、基本設計調査が1つの境目というのかな、これは現行ガイドラインの策定の研究会で議論した内容を要約するとよくなるということでございます。これはかなりしつこくというか、丁寧にと言った方がいいのかな、議論いたしました。

現実的な案のような感じがいたしますね。

○J I C A (植嶋) 1つの御提案だとは思いますが。ただ、業務フローの根幹にかかわる部分でもありまして、かなり慎重に検討しなければいけないのかなと。すなわち、協力準備調査を2つに分けて、コンサルタントも別契約のような前提でお話されていたので、我々が当初考えていた協力準備調査、できるだけ一体的に分けずに実施していくという考え方と大分違うのかなと思います。

それからもう一つ、妥当性の確認と設計・積算というのは、説明の中で確かにそういう分け方をしたとは思いますが、これが時系列できれいに分かれるのかどうかというのが、よくよく考えてみると疑問として出てきました。特に設計・積算をしてみて初めてコストの問題であるとか妥当性の確認、効率性の確認ということが明らかになる場合があります。そういう意味で、2つにきれいに分けられるのかどうかというのは、案件にもよると思うのですが、分けられないケースもあるのかなと感じます。あと、有償資金協力との横並びの観点からかなり違う手続になりますし、環境レビューという概念が今J I C Aの場合ないので、新たに有償資金協力と同じように環境レビューというものを導入

するのであれば、設計・積算を含む調査の結果が明らかになった段階で総合的に行うのが筋なのかなという気もしております。

その意味で、いいとか悪いとかこの場でなかなか言いにくいのですけれども、1つだけ申し上げたいのは、業務フローの根幹にかかわる話なのでJICAだけではなかなか決められない部分があるというのが1つと、有償資金協力との横並びを考えて環境レビューという手続を置くのであれば、やはり調査の結果が設計・積算も含めて明らかになった段階できちんとして行うのが筋なのかなという気はしております。もちろん先週の松浦企画官のお話も勘案してこういう御提案をされたと思うのですけれども、筋としてはそういうことかなという気がしています。

○原科座長 どうぞ。

○中山委員 無償資金協力につきましては我々ゼネコンは大変お世話になっていますが、協力準備調査を2つに分けるという案は、私どもは、これを早くしていただきたいということと、大変予算が厳しいということなので、調査の効率性ということで一緒にやっていただきたいというお願いがございます。ちょっと環境の話とは違うのですが。

環境の話としましては、こういうものはかなり大型案件かなと。カテゴリAに属する案件は、多分福田さんのイメージでいいと思うのですが、実際こういう案件が幾つあるかということが前提になるかなと。これほどのものは余りないのかなと思っておりますので、その辺を教えていただきたいと思います。

○原科座長 わかりますか。

○JICA（植嶋） ちょっと私、カテゴリ分類の話はわかりません。

○中山委員 では、カテゴリAというのは大体どのぐらいあるのですか。

○事務局（渡辺） カテゴリAは、無償の場合わずかしかございませんで、せいぜい年に1件あるかないかぐらいの数でございます。

○中山委員 ということであれば、そういった案件は物すごく丁寧にするというのも一案かなと思います。有償に準じてするということで。普通の無償案件は小型ですよ。そういったものと大きなものとは違ってもいいのかなという感じがいたします。

○原科座長 まずA案件である場合はそういう手続をされて、Aはそんなに多くないだろうということですね。

どうぞ。

○福田委員 ありがとうございます。

何点かコメントをいただいたのですが、カテゴリAを意識してつくったフローであるということはそういうことなので、それで実際カテゴリAの案件というのは、無償の場合は年1件とか、この前の運用実態確認調査の中でも、たしかカテゴリAの無償というのは2件が対象だったかと思いますが、そういう数だとは思っているので、カテゴリに応じた違いというのはあってもいいと思います。ただし、そこまで検討し切れていないということがあります。あと、カテゴリに応じて何が変わってくるのかということについても、もし何かお考えがあれば教えていただきたいなと思います。

2本の調査にしたというのは、2本であることが重要なわけではなく、設計・積算に進まないという判断があり得るということを前提にして素直に書いてみたらこうなってしまったというのが正直なところだと思います。だから、ここは工夫のしようがあるのかもしれませんが、しかし、無償資金協力のための協力準備調査を入札するコンサルタントさんに行えば、設計・積算にいくかいかないかわからないものを契約を結ぶというのも困難な事柄なのかなという気がして、この辺も、もし何かお知恵があればぜひお聞かせ願いたいと思っています。私のポイントは、決して2本であるということではなく、設計・積算の前でとめるという判断があったときにはとまるんだよということを制度として確保したいということが大きな点です。

それから、植嶋さんからいただいたお話のうち、妥当性の確認のためのものと設計・積算のための作業とそんなにきれいに分かれるものではないというお話があって、1点疑問なのは、以前の御説明の中で、協力準備調査の最終段階の対処方針協議について無償の場合何をやるのかといった際に、設計・積算に入るかどうかについて判断するという御説明だったと思うのです。ということは、やはりどこかのタイミングで設計・積算に入るかどうかということが判断されるのであろうという気がしていて、私の提案としては、そこまでの段階で環境社会配慮に関する情報は集め終わっている、要するに、有償でアプレイザルを行う際に必要な環境社会配慮に関する情報というのがあると思うのですが、同じレベルの情報をこの妥当性確認の段階で、少なくとも環境社会配慮に関しては集め終わっているべきではないかというのがここでの御提案であります。

それから、有償資金協力との横並びの問題は私も頭が痛いという気がしていて、私が制度設計をする側だったらこんな制度は絶対嫌だと思うのですね。なぜこのようなわけのわからないフローを書かなくてはいけないのかと私も思うのです。設計・積算をやって、一たん協力準備調査を終えて、その後JICAとしての審査を行う、その一環として環境レ

ビューを行うというのが、少なくとも3スキーム一体にやっていくという趣旨から言えば最も素直で、しかも効率的で、わかりやすく、アカウンタビリティも高い仕組みだとは思いますが、そういう仕組みで本当に必要なものが審査の段階でとまるのかなということについては、前回の外務省の方のお話を聞く限り、私としては疑問に思っているということとであります。

○原科座長 私も昔の議論を思い出したので、苦肉の策というのはよくわかりますけれども、ただ現実になかなかややこしくなって、仕組みとしては余りエレガントではないという感じはします。

○JICA（植嶋） 1点、誤解というか、私の説明がまずかったから誤解されたのかもしれないのですが、個別案件に関する対処方針協議があるという中で、その対処方針協議で設計・積算に進むかどうかを判断すると御理解されてしまったようなのですが、そうではなくて、設計・積算のために必要な前提条件というか、コンポーネントというか、そういうものを決めるということなのです。ですから、次のステップに進む条件がそろっているかどうかという関所のようなものでは必ずしもなくて、設計・積算を行うために必要な1つはコンポーネントであり、それから予算規模でありといったようなものをこの個別案件の対処方針協議では議論するというところでございます。

○原科座長 高梨さん、どうぞ。

○高梨委員 今までの基本設計調査の矛盾を解決すると恐らくこういう分け方になるのだらうと思うのです。現実には比重からすると、従来は後段の設計・積算の方がはるかに大きくて、なかなか妥当性の検討というのは十分な時間もいただけないような現状になっているのですが、ちょっとつらいのは、分けたときに、妥当性の確認というところまで調査するかということがあって、いわゆるスモールスケールのF/Sをやるのか、それとも環境社会配慮面だけに絞ってやるのか、そここのところの課題があらうかと思います。スモールスケールでやるとなると、基本的には簡単な事業費の積算から始まって、そのプロジェクトの環境社会配慮がどうか、それから全体の財務経済分析、これもざっくりとしかできないと思いますけれども、それで果たして日本として協力したらいいのかどうかということをやると、それが1つのやり方。もう1つは、本当に環境社会配慮面にネガティブなインパクトがないかというところに絞ってやって、そこで問題がなければ次に進むということになると、そうすると対処方針会議というのは非常に部分的なものになってしまうという懸念があります。この辺は恐らく福田さんに聞いてもなかなかわからないと思うので

すけれども、コメントとしては以上です。

○原科座長 高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 今回のコメントに私も近いのですけれども、これはカテゴリ A をある程度想定されてつくっているものなので、ほかのカテゴリのときにはまたどうするのだろうかということもちょっとあるのですけれども、とりあえずカテゴリ A、もう少し言ってしまうとインフラに近いものを想定したときに、これまでの援助の議論は相当に取引費用の削減という効率性の議論であったように思います。そこで少しチャレンジングなのかもしれませんが、余り取引費用分析みたいなものに単純化されていない、そちらに引っ張られていけない、むしろ援助の質を重視する議論をするためにも妥当性と積算をきちんと分けてみるのが良いのではないかと考えています。その意味でこういう取り組みは斬新的ですが、よろしいのではないかと私は考えています。

○原科座長 満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私たちとしては、何かすごい斬新なものを生み出そうとかそういう議論はしていないのですね。むしろ、外務省の方の御説明なども踏まえまして、先ほどの福田委員からの御説明にもありましたように、一体どの段階で無償資金協力というものの実質的な可否判断が行われるのだろうかと考えたときに、設計・積算まで行ってしまうとなかなか引き返せないという前回の改訂時の外務省課長の御説明というのは実質的にはまだそういうものなのではなかろうかということからこういう提案になっているわけです。

ですから、やり方としては、ここではきれいに2つのフェーズに分けて2つ契約というものを考えているわけですが、途中で「設計・積算調査を実施せず」と、「対処方針協議」でイエス・ノーを分岐させていますが、ひょっとしたらその前の段階の「JICAの設計積算調査の実施の可否に関する判断」でふるい分けがされるのかもしれないので、こちら辺はどちらでもいいのかなと思っているのですが、要は実施せずとなったときに困らないようにしておきたいという割と事務的な発想なのです。

この有償と無償のフローがかなり違ってきたのは、今までの積み重ねといいますか、有償と無償の手続が現に違うから仕方がないことだと私は考えておりまして、本来であれば妥当性確認調査、有償で言えばF/SなりSAPROF的なものに当たるので、ここでもある程度の財務面での検討というのはあるのかもしれないのですが、この段階で一たん切って、その次に行くか行かないかという判断をするのが妥当なのではないかと思いました。

先ほど植嶋さんがおっしゃったように、積算・設計をやってから審査——無償でアプレイザルというものがあるのかどうかがいま一つわかっていないのですが、私は当然審査というものがあるべきだと思っているのですが、設計・積算の後であるべきだということであれば、そこでノーと、つまり実質的な審査になるということを再度外務省の方に御確認したいというのが私たちの意見でございます。

○原科座長 要するに、環境社会配慮をレビューした結果を意思決定に連動したいということで、従来お聞きしたことから言えばこの段階がそういうタイミングだろうということなのでしょうけれども、今のお話で、そうではなくて、もっと後の方でレビュー結果を反映して意思決定につながるなら、それはそれで仕組みとしてはありますよね。これまではそういう役割を果たしていないから、新しい仕組みをつくらないといけない。協力準備調査を2つに分けないでワンセットだということになると、それが終わった段階で意思決定と何かつながるようなメカニズムがないと、レビューした結果が生きないですね。そこら辺どうなるのですか。無償の場合は新しくなるでしょう。

○J B I C（中澤） 私自身が過去の経緯を本当につまびらかに承知していない可能性があるのですが、松浦企画官が前回いらっしゃったときの御発言の中では、閣議決定までは引き返しが可能であると。設計・積算をやったところで、その過程において、例えば環境社会配慮……

○原科座長 一応建前は。

○J B I C（中澤） ただ、閣議決定という意思決定の明確なプロセスがあるにもかかわらず、それまでの段階において実質的には決まっていますという話にはなかなかかならないのではないかと思います。

あと、テクニカルな話として、これは2つに分けることが主眼ではないということは福田さんも満田さんもおっしゃって、そのとおりの御関心だと思いますけれども、実際問題、調査を2回に分けて、そのそれぞれについてコンサルタントの方からプロポーザルを徴求して、評価をしてというようなことをかませっていくことが全体のODAの向上のために本当に必要なのか、いいのかどうかというところはよく議論していく必要があると思っております。

○J I C A（植嶋） 逆に福田さんに御質問したいのですけれども、環境レビューで行う内容をどのように想定されているのでしょうか。設計・積算にかかわる部分も出てくるのではないかなと勝手に想像していたのですけれども。

○福田委員　ここで「環境レビュー」という言葉を私が使っているのは、純粋に現行の J B I C のガイドラインで用いられている「環境レビュー」と同じ意味で使っています。現行の J B I C のガイドラインに何と書いてあるかといいますと、「融資等を意思決定する際に、要件の充足を確認するために環境社会配慮についてのレビューを行うこと」と。具体的にこの中で何をするかというと、「プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか」、それから実施段階においてそれが適切に実行されるかどうかを確認するというのがここで言っている「環境レビュー」であります。

設計・積算の内容がというのは、恐らく現在 J B I C が行っている環境レビューの段階では詳細な設計はまだ行われていない場合が多いと思うのです。L/A を締結して、通常は円借款のお金の一部としてコンサルタントを雇用して詳細設計を行うということになってきますので、J B I C が通常環境レビューを行う際には詳細な設計までは明らかになっていないことが多いと思います。それと、現在無償資金協力でやろうとしている設計・積算という作業がどこまで比較可能なものかということについてはむしろ教えていただきたいと思うのですが、現在 J B I C で環境レビューに必要な情報というのがこの妥当性確認調査という段階で明らかになっているというのが、私が想定しているその段階での情報入手のレベルということになります。

○J I C A (植嶋)　私が承知している範囲では、いわゆるアプレイザルの段階で一緒に環境レビューもやっているということですよ。

○福田委員　はい。

○J I C A (植嶋)　アプレイザルの段階というのはかなり積算的なこともやっているし、相手国政府とそれに基づいて話をしているのかなと。間違っていたら教えてほしいのですが、そのように考えると、設計・積算前の段階で環境レビューを置くというのはちょっと早過ぎるかなという感じもします。

○事務局 (渡辺)　環境社会配慮調査をどの程度やれるのかという目から見ると、設計・積算作業に入ると線形がはっきりしますので、具体的な影響がはっきりしてくると。ないしは、例えば地質調査などをやっている場合は、地質調査の結果が出てから実際に線形がはっきりしてくる、あるいは技術的にも代替案が選定されるということになるわけですが、その前の段階で環境社会配慮面の審査をしようとするとかかなり定性的な情報でやらざるを得ないということになりまして、定量的というところはギブアップせざるを得ないということになりますので、きちんとした環境レビューをやるという観点から言う

と、線形がはっきりして、設計・積算作業の段階でやるということが適当かと思っております。

○原科座長 設計・積算のときは、代替案A、B、Cで設計・積算するのですか。

○事務局（渡辺） ケース・バイ・ケースです。対処方針会議までに代替案がどれになるというのがわかっている場合もありますけれども、いろいろな調査結果の解析をした上でないと代替案が決められないという場合もありますので、どちらにしろ最終的なコスト積算は代替案を決めて積算することになると思いますけれども、どの段階で代替案を決めるかというところは案件によるかと思います。

○原科座長 決めるというか、代替案が複数ある段階で比較しないといけないので。だから、設計・積算のタイミングとの関係で、代替案を絞り込まないで、代替案が複数のときに設計・積算はやるのですか。

○事務局（渡辺） 基本的には、まず代替案のうちどれにするかを具体的に決めて。ですから、設計・積算もかなりラフなものからあるわけですね。例えば道路1キロ当たり幾らで計算するというようなラフなものからありますので、ラフなものでどれにするかを決められてしまう場合と、技術的な解析をもとにどれにするかを定める場合がありますけれども、どちらにしろ、詳細な設計・積算は、どれにするかを決めてから作業するということになるかと思います。

○原科座長 そこなんですね。設計・積算をやった段階で代替案を絞られてしまっているのだったらアセスメントの意味がなくなってしまうのです。環境社会配慮ですから、協力準備調査の中で代替案の比較検討をしたものがちゃんと出てきて、そこから判断するようなプロセスがうまく入らないと困りますね。だから、その手続がどうなるか、そのところをきちんと教えてもらいたいところです。以前の委員会での外務省の皆さんとの議論はそこだったですからね。設計・積算に入ると絞り込まれてしまうから。ポイント・オブ・ノーリターンという言い方をしていましたが。

○事務局（渡辺） 従来と違う点は、従来はJICAは調査だけだったわけです。10月からは審査段階についてJICAとしての審査結果を外務省に報告するという形になりますので、JICAとしても審査を行うというプロセスが入ってくるわけです。そういう意味ではポイント・オブ・ノーリターンというのは基本的には最後までであると思っておりますけれども、逆に具体的な影響がはっきりしない段階でどれだけの意思決定ができるのかというところには疑問を感じざるを得ないところでして。

○原科座長 代替案というのは、具体的にそのことが検討できる形の代替案です。今やっているのは。だから、今、ラフなおっしゃったけれども、そういう段階で代替案の比較検討という枠組みをとっていただければ、その段階で判断できますよね。今のお話を伺っていてそのような感じを受けました。そこが新しいところです。これまではそこで切れてしまっていたから。そうではないというところ、それを生かしていただくと、JICAが担当する意味がすごく出てきます。JICAがそういう判断をされると。だから、JICA自体のアプレイザルというような概念が必要ではないかという感じがしました。JICAの御判断で環境社会配慮が不十分であれば、新たな要請とか、場合によってはとまり得るということだろうと思います。

今の無償のことに関しては、先ほどああいう御提案がありましたけれども、あれにこだわるわけではないということ考えていいのかな。どうでしょうか。プロセスによっては別の形もあり得るだろうと。それとも、先ほどの福田さんの御提案は、あの形をぜひやりたいとおっしゃっているのか、それとも事情によってはそうではなくてもいいと言っているのか。その辺がよくわかりません。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

この提案に関しまして、最初に植嶋さんが、業務フローの根幹にかかわる話なのでこの場では何とも、検討しますとおっしゃってくださったような気がしますので、ぜひ御検討いただきたい。プラス、私たちの関心事としましては、繰り返しになって恐縮なのですが、設計・積算後に実質的な環境レビューを行うということであれば、その段階でもノーということが実質的に担保されるのですねということぜひ外務省に確認したいという、その2点でございます。

○原科座長 では、この件はそういうことでよろしいでしょうか。1つは御検討いただく。もう一つは、協力準備調査の後でそういう判断ができるようにしてもらいたいと。

それでは、いろいろ論点がございましたが、きょうの論点に関しては、まだいろいろあると思いますが、一応終わったと考えてよろしいですか。NGOの方はどうですか。

○一般参加者（満田） 前回も少し予告させていただいたのですが、私どもとして、情報公開に関して、今までの経緯も踏まえまして追加で議論していただきたいものを2つ提出しております。

1つは資料17-1-6と書いたペーパーで、情報公開のタイミング、もう一つは資料

17-1-、「意思決定後の情報公開」というタイトルだったと思うのですが、その2つのペーパーを提出させていただいておまして、非常に時間も差し迫っている中だとは思いますが、よろしければ議論の俎上にのせていただきたいと考えております。

○原科座長 前回御提案いただいた資料ですね。

○一般参加者（満田） 若干の修正が加わって再提出ということです。

○原科座長 時間があと1時間を切ってしまいましたので、まだやることはありますので、どうしますか。時間を区切ってやりましょうか。そんなに時間はとれないということで、20分程度で終わりたいと思います。そんな簡単に終わらないことかもしれませんけれども。では、御説明いただいて、これから20分ぐらいその御議論をいたしましょう。どうぞ。

○一般参加者（満田） ここで議論しなくて先送りという選択肢はないわけですよね。

○原科座長 それはありますけれども、中間報告をまとめますので、なるべく議論していただいて、盛り込みますけれども。20分では無理だと。

○一般参加者（満田） 2つで20分ということでどうでしょうか。

○原科座長 では、25分ぐらいですか。それだと後ができなくなってしまう。1つは暫定措置といいますか当面の措置と、それから産業界の皆さんからの要望もあります。これも御紹介いただいた方がいいですよ。そういう時間が必要ですから。では、25分ぐらいいでいしましょうか。

○一般参加者（満田） 手短に御紹介させていただきまして、その20分という範囲内で議論していただければ幸いです。

まず「情報公開のタイミング」という紙なのですが、資料17-1-6でございます。これに関しては今まで協力準備調査との関連性であれこれ議論されていたかと思ひまして、その中で、あるいは別の場所で、新JICAとしても情報公開を可能な限り前倒しに、かつその範囲も広げていきたいというような御発言もありました。NGO提言としては、当初はローリングプランの公開ということで最も早い段階での情報公開を提案させていただいてきたわけですが、これについては言うべき相手は外務省であろうということで、とりあえず環境ガイドラインのスコープ外なのではなかろうかという議論になっていたかと思ひます。その上で、情報公開のタイミングについてどのようにガイドラインに落とすべきかという提案をさせていただいております。

まず提案の内容ですが、スクリーニングに関する情報、環境アセスメント報告書及び相

手国政府等の環境許認可証明書等、これは現行 J B I C のガイドラインの中では「意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める」と書いてありまして、スクリーニング情報については、スクリーニング終了後できるだけ速やかにということが書いてあります。それから E I A 及びその許認可証については速やかに——どう速やかかについて余り書いていないのですが、この2つについて書かれているわけです。それから、F A Q については、例の 1 2 0 日ルールですね。「意思決定に先立ち 1 2 0 日程度は公表が可能となるよう努力して参りたいと思います」と書かれております。

これらを踏まえまして、提案といたしましては、この両者、スクリーニング情報、環境アセスメント報告書及びその許認可証についてはスクリーニング終了後速やかに、それから、住民移転計画またはそのドラフト、先住民族計画またはそのドラフトは入手後速やかに、遅くともアプレイザル実施前までに公開する。これらの情報公開は、カテゴリ A 案件については、有償資金協力及び技術協力の場合は意思決定前、無償資金協力の場合は設計・積算調査の実施の可否に関する判断に先立ち、これは先ほどの私どもの提案を踏まえまして、要は実質的な意思決定というものを重要視しまして、これらに先立ち少なくとも 1 2 0 日間行われなければならないという提案でございます。

とりあえずこれについては以上です。

○原科座長 実質的な意思決定の前にやらなければ意味がないというのはそのとおりですから、そのこと自体は皆さん御異存ないと思いますけれども、こういう方法を提案していただきました。

これに対して補足的な説明はありますか。スクリーニング後この3つを公開することは、御担当としてはどうでしょう。

○事務局（杉本） 1つ確認なのですが、ここで「スクリーニング関連情報」と書かれているものについて、具体的にこのような情報といったイメージはございますでしょうか。

○一般参加者（満田） これに関しては現行ガイドラインどおりのものを想定しておりまして、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開するというのを想定しております。

1点補足説明なのですが、現行のプラクティスといたしましては、スクリーニングに関する情報と、恐らく入手したときはということになるのかもしれませんが、環境アセスメント関連の情報は、私たちが観察したところほぼ同時に出ているのかなと考えておりまして、ですから、ここであえてスクリーニング終了後速やかにということで、スクリーニン

グ情報、アセスメント報告書についてこういう書きぶりにさせていただいております。

○事務局（杉本） 御説明ありがとうございます。

基本的に方向性としてはこのような方向でということかと考えております。あと、具体的な業務フローとあわせて、現在ですとスクリーニングに関する情報と環境アセスメント及びその許認可証については大体同じようなタイミングで公開されているかと思っておりますので、この今対応しています情報について現在と同じレベルで対応していくということについては基本的に問題ないと考えております。住民移転計画ですとか先住民族についても、実務的に物を考えつつその方向で検討していきますということは委員会の場でもこれまで説明させていただいておりますので、それについては以前と同じような形で検討していきたいと思っております。

ここで、住民移転計画またはそのドラフトですとか、先住民族及びそのドラフトということで、ドラフトということを入れていただいているのは、アプレイザルの実施前ということと関連づけてといいますか、その段階では必ずしも内容としてはファイナルになっていないものもあると。実際、事業の実施段階において内容としてファイナライズされるものがあるということがこれらのドキュメントについては起こり得るということでこのように書いているものだと理解しておりますけれども、そういう形で理解してよろしいでしょうか。

○一般参加者（満田） まさにおっしゃったとおり、この段階では、こういう言い方をしただけでは何かかもしれませんが、機関によっていろいろな言い方をしているかもしれないので、そこら辺の呼び方は認識がそろっていればいいと思うのですが、F/Sが終了した段階でのスコープにおける住民移転計画なり先住民族配慮計画で、例えばD/Dが行われた後、それらがリバイズされたりファイナライズされたりというようなことを想定してこのような書き方にさせていただいております。

○事務局（杉本） あと1つ、実務的なところの関連で、「アプレイザル実施前までに公開」とあるのですが、実際物が提出されて確認されていくというタイミングについては、できるだけ早いタイミングでということですが普段の業務の中でも努力はしているのですけれども、場合によっては、それなりにまとまったものが出てくるのが、タイミングとしてアプレイザルの直前であったり、その中で出てきたりということがないわけではない。その中で協議して内容が改訂されていくというようなことも実際にはないわけではないので、アプレイザルの実施前と限定すると実務上若干厳しいような場合もあるのかなということ

で、とりあえずなのですが、例えば完了前とか、すべてのものがそうではなくて、物によってある程度早く出てくるもの、タイミングがおくれる可能性があるものがあると思うのですけれども、すべてアプレイザル実施前ということでやってしまいますと、内容的なものとはともかくとして、物理的なものとして厳しいことが生じる場合があるのかなというのは1つ思った次第でございます。

○原科座長 「遅くともアプレイザル実施前まで」という表現よりも、「アプレイザル実施前もしくは遅くとも完了まで」、そういった表現なら対応できるということでしょうか。物によっては実施前も可能だけれども、そうでない場合もあるとおっしゃったですね。

では、岡崎さん。

○J B I C（岡崎） 国際協力銀行環境審査室の岡崎でございます。

基本的な考え方は杉本が申し上げたとおりなのですが、実務的に難しいことも幾つかあります。というのは、例えば住民移転計画も、事業が大規模な場合は円借款の供与を決定してから住民移転計画ができるまで時間差がある場合がございます。そうすると、それをアプレイザル実施前までに公開するといっても、詳細な住民移転計画を入手するのは、事業の実施段階という場合があるということをご指摘をさせていただきます。

それから、「入手後速やかに」という言葉の意味なのですが、プロジェクトの実施主体からもらったものを中身も見ずにすぐに公開しろということだと、これは我々融資機関としての責任ということがございます。出てきたものをそのまま出すというのはだれでもできるわけですが、我々は事業の責任の一端を担う機関としてその中身のレビューをする、そして適切なものでなければ突き返すというか、協議をするということが必要です。ですから、出てきたものを右から左に流すという意味ではなくて、実施機関から出てきたものの中身をきちんと見た上で、例えばそれをさらに詳細を詰めさせるというようなプロセスもあり得る。公開するのはその後ということもあり得るということをご指摘させていただきます。

○一般参加者（満田） アプレイザルで何を見るかだと思っております。非自発的住民移転が大規模なものについては、住民計画というものをアプレイザルの非常に重要な情報としてアプレイザル前までに入手されていると思っております。ですから、杉本さんがおっしゃった、物によってはアプレイザル期間中に入手することもあるというのは私はよくわからなかった点なのです。もちろん、アプレイザル時の協議を踏まえて、万が一ですが、何らかの修正が加わったものがさらに出てくるとかいうことはあるかもしれないのですが、

アプレイザル前である程度こうした重要な文書というものがあることが基本で、それは、先ほど申しあげましたように、事業実施段階でさらに詳細な設計などを踏まえてアップデートされたリバイズされることはまた違う話なのかなと。この段階でそろべき情報はそろっているべきであろうと。ただし、それをアプレイザル前までに公開するののかというのはもちろん検討の必要はあろうかと思っております、例えば世銀では、アプレイザルの条件といたしまして、E I A、住民移転計画などの現地公開及び協議プラスそれらの文書の世界銀行への提出というのを条件にしているわけです。世銀は入手した後にそれらを公開しているので、結果的には公開まで担保されている。それを新J I C Aとして重視するか否かということかと思えます。ADBも同様の手続だと承知しております。

○原科座長 基本情報公開を積極的にやるというお考えですか。それはそんなにほかと変わらないと思いますけれども。ですから、アプレイザルで使ったものということなので、場合によっては、先ほど杉本さんがおっしゃったように詳細な計画というのはその後になる場合もあるでしょうが、むしろアプレイザルで参照したものというような意味ならばこれは可能ですよね。ドラフトというのはそういう意味ですね。

○事務局（杉本） そうです。

先ほど私の説明が余りよくなかったかもしれませんが、岡崎からもありましたように、出てきて、それをそのまま右から左へというような形で出していくということは実務上難しいところがありますので、やはり内容を確認してやっていくということで、受け取るタイミングと実際に外に出していくタイミングの間にはある程度ギャップが出る可能性がどうしても出てしまうかなということですね。

○原科座長 そうですね。岡崎さんの御説明のようなことがありますね。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 現行のやり方ですが、先ほど杉本さんにも御説明いただいたのですが、スクリーニングに関する情報や環境アセスメント報告書や許認可証なんか、物によってはずれもあるのかもしれないのですが、ほぼスクリーニング終了後速やかに情報公開されているわけですね。といたしますと、スクリーニングというのは当然アプレイザル実施前までにされているものと理解しておりますので、現行上、少なくともE I Aに関しては担保されているのではないかと思っております、それは違うのでしょうか。

○事務局（杉本） 現行ではスクリーニングをするときにE I Aの入手状況も一緒にウェブに掲載していますけれども、そこでは基本的には入手済みということで載せていますの

で、同時と考えていただいてもいいかなと思います。

○原科座長 では、これはそのようなことで大体よろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 今、もっぱら有償の関係でお話が出ていたと思ったのですが、1つは、例えば無償資金協力の場合は、スクリーニングに関する情報を得た時点では環境アセスメント報告書はできていないケースがままございます。

もう1つは、先ほども議論がありましたように、現在、スクリーニング、つまりカテゴリ分類の情報公開を早めようという話がありましたので、そうしますとスクリーニングに関する情報と環境アセスメント報告書の公開できるタイミングがずれてくるのが想定されます。

あと、無償資金協力の先ほどの意思決定のタイミングの部分でございますけれども、これは先ほどからも議論になっているところでございますので、これはまたそちらの方を見てからの検討かなと思っております。

○原科座長 これは基本的に有償ということでお考えだと思います。今おっしゃったとおり、無償の場合はそういう違いが出てくるかなと思います。

○事務局（熊代） 今、渡辺が言いましたように、無償についてどのタイミングでやるかというのは検討するということなのですが、1点だけ、コメントだけなのですが、この120日前というのは、確かに有償ではこうやられていて、一般的にはこれが必要だという話なのですが、無償の場合は、現状はもう少し足が速いことになっていますので、そこをどうするか。120日にするのだけれどもどうだとか、日にちを若干考えるかとか、そういうのも検討の点だと考えております。

○原科座長 無償の場合には有償のように120日といかない、もうちょっと短くなるというインプットをいただきました。

どうぞ。

○一般参加者（満田） 先ほどの議論に戻ってしまうかもしれないのですが、基本的に無償と有償の環境レビューなり環境手続が違うということは望ましくないと思っているのです。フローが違うから仕方なく違う提案をさせていただいているのですが、無償の方が120日間確保できない理由を、例えば無償を60日にして有償を120日にするのであれば、そこら辺については御提案いただくときに十分に御説明いただきたいと考えております。

○原科座長 確保できない理由はどのようなところになりますか。

○事務局（熊代） 今、具体的には言えないので、今言われたように、そういう提案をするときには説明します。

○原科座長 新しいことになるのでということですね。

それから、アセス報告書に関しては事情が違うと考えてよろしいように感じましたが、環境アセスメント報告書をスクリーニングの時点でというのは。これはどうですか。

○一般参加者（満田） 基本的にこれは有償も無償も含めた提案でございます。

○原科座長 では、私の誤解でございました。含めた提案だそうでございます。

○一般参加者（満田） ただ、当然のことながら、言うまでもないと思って書かなかったのですが、これらの文書を列記しておりますが、それぞれについて必要とされる場合ということですが、ですからカテゴリAということになるかと思うのですが、この社会的な文書の位置づけについてはまだ微妙なところもあるかと思うのでこのような書き方をしておりますが、それぞれ、例えば「住民移転計画が必要とされる場合は」という言葉込みでございます。

○原科座長 では、おおむねそんなところで、これ以上議論する時間がないので、一応こういう御提案をいただいたということで参ります。

では、もう1つ。2つ目を。

○清水委員（代理：波多江） 残りの情報公開、もう1点目ですけれども、17-1-1の「意思決定後の情報公開」という資料をごらんいただければと思います。

提言内容としましては、意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書について新JICAが公開するという提言でございます。

趣旨としましては、現行ガイドラインもそうなのですけれども、意思決定前の情報公開、要するに環境レビュー中の情報公開については現行ガイドラインでも規定してありますし、この委員会の中でも議論してきたところですが、先ほどから話にも挙がっておりますように、例えば移転計画で、大規模な住民移転がある場合には詳細な移転計画が実施中に出てくるものもありますし、特にDD後にルート変更を伴う事業であれば移転計画の変更が生じるものは少なからずあるだろうということを想定する場合、それから環境アセスメントなどに不備が見られた場合に、実施中にEIAの補遺版というものが作成されているような事例もございます。そうしたことを考えた場合に、今回のガイドラインの改訂に当たっては、この意思決定後の情報公開についても、新JICAが環境社会配慮確認のために入手した文書について公開するという規定を設けていただきたいと思います。こうし

たことをすることでモニタリング段階でのモニタリングの強化にも資すると思いますので、ぜひ御検討いただければと思っております。

○原科座長 「意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書についても、入手状況をウェブサイト上に掲載し、公開する」、これはいかがでしょうか。意思決定後だと余り問題は生じそうもないというか、むしろフォローアップのために必要だとおっしゃっていますね。

○事務局（杉本） 今御説明いただきました件ですが、モニタリングの強化を今後していきますということを委員会の場でも御説明させていただいておりますが、基本的に内容のフォローアップの1つとしてはこういったことを追いかけていくということはあるかと現時点では考えております。アプレイザル時、意思決定前に参集した環境社会配慮関係のドキュメントについて、その後どういった形になっているのかといったことはフォローアップして追いかけていく、どうなったか確認するという点については基本的に御指摘の方向で検討したいと思っております。また、実務上どういったタイミングで関連情報を入手して公開していくかという点は、実際にうまく回していけるということも考えに含めて検討していく必要はあるかなと考えております。

○原科座長 ありがとうございます。では、これはおおむねそのようなことでやっていただけるようでございます。

では、論点はこの辺でよろしいでしょうか。

それでは、論点に関係することだと思いますので、今度は産業界の皆さんからの要望がございまして。「新JICAにおける『新環境社会配慮ガイドライン』策定に関する要望」というものをいただいておりますので、この御紹介をお願いしたいと思っております。これは小西さんですか。

○中山委員 今、電話中です。

○原科座長 そうしたらこれは後回しにて、これはどうですか。「福田委員からのご質問に対する回答」。これは別に紹介しなくてもいいのかな。では、私が、このように積み残し分について文書で御回答をいただいたということを報告します。問6と問7でございませぬ。

6番目、「外務省実施分の無償資金協力のうち、新JICAが事前の調査および実施促進業務を行うスキームをすべて挙げていただきたい。これらスキームについて、新JICAガイドラインに、事前の調査段階における環境社会配慮の規定を置くことについて外務

省として何か見解があればお聞かせ願いたい」ということでございます。

お答えはここに書いてございますけれども、「外務省実施分の無償資金協力のうち、新 J I C A が事前の調査及び実施促進業務を行うことが現時点で想定されているスキームはテロ対策等治安無償である。それ以外の外務省実施分の無償資金協力スキームにおいても、J I C A が実施促進業務等を行うか否かは外務大臣の指定によるものであり、案件毎に是々非々で判断される。今後 J I C A が事前の調査や実施促進業務を行うことが必ずしも排除されている訳ではない」。これが 1 つ。

2 つ目、「いずれにせよ、外務省実施分の無償資金協力スキームのうち、新 J I C A が事前の調査や実施促進業務を行うものについては、新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインで規定される手続と同様の手続がとられるべきと考えている」。こういうお答えでございます。

問 7 は、「外務省実施分の無償資金協力における環境社会配慮はどのように行われる予定か。現在の無償資金協力審査ガイドラインを改定される予定はあるか」

お答えが 2 つ。1 つは、「外務省実施分の無償資金協力における環境社会配慮については、8 月 1 9 日付けの回答にてお答えした通りである」。

2 つ目、「(外務省の) 無償資金協力審査ガイドラインについては、新 J I C A の環境社会配慮ガイドライン策定に伴い、改訂の必要がある箇所について適宜改訂を行う予定である」。

以上の御回答をいただいております。

それでは、次に産業界の皆さんからの要望を御紹介いただければと思います。

小西委員、お願いします。

○小西委員 今回、「新 J I C A における『新環境社会配慮ガイドライン』策定に関する要望」ということで要望させていただいたのですけれども、内容的には、新 J B I C のときにやはりエンジニアリング振興協会、日本機械輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会の 4 団体で要望させていただいたこととほぼ同じであります。違うところといいますと、ODA と O O F の差によりましてその実施主体が途上国であるということから、自助努力を重視すべきであろうということが 1 点です。ちょっと環境ガイドラインのことから外れますけれども、やはり相手国において法令や手続が不十分な場合が多いということでありますから、今度せっかく新 J I C A が技協という有効なツールを一緒にできたということで、やはり日本のすぐれた技術——ここに「技術」と書いてありますけれども、その前に

「知見」と入れるべきであったと思っておりますけれども——を活用して法令とか手続の整備を積極的に行っていただかないと、日本側だけで幾ら話をしても、案件というものは中止してしまったらそれで済むかもしれませんけれども、それでは解決にならないと思うのです。ということで提案させていただいております。

2点目は専ら迅速化なのですけれども、まず要請からL/Aまでの標準処理期間で9カ月ということが発表されておりますけれども、去る8月に貿易会から提言させていただいております、これを6カ月に短縮していただきたいということをお願いしている次第です。また、その後の実施が、これは円借の場合なのですけれども、相手国政府に移ってからも一応処理期間が、前は7年かかったものを3年半にさせていただくということも発表はさせていただいておりますけれども、これもさらなる短縮をお願いしている次第です。また、無償、技協については確たる発表がないように思うのですが、この方もひとつよろしくお願いしたいと思います。

大ざっぱですけれども、この2点を要望させていただいております。

○原科座長 3番、4番はよろしいですか。4点書いてございますが。

○小西委員 あの本に書いたのと同じ感じで、ちょうど半年たったところですね。区切りとしまして、またまとめて出させていただきます。

○原科座長 ありがとうございます。

ということで、4団体からの連名で御要望をいただいております。

何か御質問ございますでしょうか。——特によろしければ、あと10分少々でございますので、次に移りますが、よろしいでしょうか。

(2) 10月以降の当面の措置について

○原科座長 今度は議題(2)の「10月以降の当面の措置」、それから(3)の「補足調査について」。

では、当面の措置をお願いします。

○事務局(渡辺) 資料17-2-1というA4の1枚紙の資料でございます。「10月以降の当面の措置について」というタイトルでございます、

まず考え方でございますけれども、現行ガイドラインが対象としているものについては、新ガイドラインが施行されるまで現行ガイドラインを適用するというので、つまり技術

協力プロジェクトと開発計画調査型技術協力は現行 J I C A ガイドラインを、有償資金協力は現行 J B I C ガイドラインを適用するということで、現行ガイドラインが対象としていないものについては暫定的な措置を講じるということで、その下に暫定的な措置が書いてございます、

協力準備調査でございますけれども、無償を想定した協力準備調査については、現行の J I C A ガイドラインを参考として手続きを行う。それから、協力準備調査で、本体事業が特定され、本体事業のカテゴリ分類が A のフィージビリティ調査については、原則として環境社会配慮ガイドラインの審査会の助言を求めるといように考えております。

2 番目に無償、技プロの審査段階及び無償の実施段階でございますけれども、現行 J I C A ガイドラインを参考として、環境社会配慮に係る状況を継続的に把握するということにしております。

最後に、継続中の案件、既に実施中の案件でございますけれども、これは現行ガイドラインに従うというものでございます。

以上でございます。

○原科座長 以上のことについて御質問を。

波多江さん、どうぞ。

○清水委員（代理：波多江） 御説明ありがとうございます。

2 ポツの 2 番についてコメントなのですが、無償資金協力、技協について、審査あるいは実施段階の規定というものは現行 J I C A ガイドラインには何も規定がないと理解しておりまして、ここは現行 J B I C のガイドラインを参考に審査あるいは実施段階のモニタリング等々をしていただいた方がよろしいのかなと考えました。

○事務局（渡辺） これにつきまして当面の措置でございますので、調査などにつきましては、既に現行の J I C A ガイドラインの中で適切な環境社会配慮が行われるように調査をしておりますので、それがきちんとできているかどうかということをもって進めていくという考えでおります。

○原科座長 審査段階に対応するのはどこですか、現行ガイドラインで。

○事務局（渡辺） つまり、調査が適切に行われていたかどうかということをもって審査していくということで、逆に J B I C ガイドラインですと手続が異なりますので、同じようにいきなりやるというのは難しいと考えております。

○原科座長 今のでよろしいですか。

審査段階というのは違うでしょう。実施段階と2つあるのでしょうか、書いてあるのは。「プロジェクトの審査段階及び無償資金協力の実施段階」。実施段階はわかりましたけれども、審査段階というのはどうなるのかなという質問です。

○事務局（渡辺） つまり、調査が適切に行われているかどうかということを確認することによって審査段階の手続を行うということで考えております。

○原科座長 どうぞ、フロアから。

○一般参加者（満田） 私も波多江さんと同様で、無償資金協力についてはJ B I Cガイドラインを参照すべきだと思っておりまして、今の渡辺さんのお答えだと、調査の妥当性をもって審査というような、ちょっと私たちにはよくわからない、少なくとも私にとってはよくわからない。つまり、調査の妥当性があるって、調査自体は完結するのだろうなと。その後何らかの判断があって無償資金協力をやるという判断があるのではなかろうかと。非常に単純に言えばそういうことになりますが、いかがでしょうか。というのは、この環境ガイドラインについての今までの議論を通じて、協力準備調査というのは調査なのである、その後で何らかの審査があって、それから協力につながっていくのだという御説明を何回かしていただいております、それは非常に筋が通った考え方だなと、案件形成段階と審査段階は分けて考える必要があると考えております。ですから、その問題なのだと思うのです。

○事務局（熊代） 今のところ、当面の措置ということで、新しいガイドラインがないものですから、今のガイドラインを使いながらということなのですけれども、ここで言っている無償資金協力、技術協力の審査段階、無償資金協力の実施段階という話につきましては、当面の措置ですから、現在実施中の調査が進んでいって、例えば無償で言えば、基本設計調査の報告書はできますと。その内容、そういう調査で提言されたものを参考にして審査や実施のところを見ていくというような趣旨でここは書いております。

○原科座長 内容をというのは、どこをどう使うかよくわからない。これは審査会をかませた方がいいのではないですか。特に無償のA案件は滅多にないのでしょうか。年に1つか2つしかない。上の協力準備調査の方は審査会をかませていますよね。だから、審査会にも相談して今おっしゃったことを実現したらいいのではないですか。今の御説明だと、どこをどう対応するのかよくわからない。

○事務局（熊代） 例えば無償で言えば事前に調査を行っているわけですね。それで報告書が出ますよね。その内容提言を参考に審査し、実施のところをモニターするという考え

方なのですけれども。

○原科座長 半年のことだから余りごちゃごちゃ言ってもしょうがないけれども、せっかく J B I C に仕組みがあるのだから使えばいいのではないかと簡単に思いますが。

○清水委員（代理：波多江） 座長と全く同じ意見なのですけれども、現行 J I C A ガイドラインに書いてあるのはあくまでも調査のやり方の規定であって、その項目がちゃんとできているかということは、まさに現行 J B I C ガイドラインで規定されているようなプロセス、レビュー中にはここをこう見る、情報公開はここです、意思決定後には環境レビューの結果を出すというようなどころまで多分含まれてくる。現行 J I C A ガイドラインだけを参考にしてそこまで確保されるとは考えにくいなと思っているので、レビューあるいはモニタリングについては J B I C ガイドラインを参考にされた方がやりやすいのかなと思うのですけれども。

○事務局（渡辺） もし J B I C ガイドラインを参考にしてということであれば、すべての手続を J B I C ガイドラインを参考にしてやるべきという御意見だったらわかるのですが、審査のところだけ J B I C ガイドラインを参考にしてというところはよくわからないところです。J I C A のガイドラインは、少なくとも環境社会配慮についてどういうことを確認すべきかというところは規定しておりますので、そういった調査の中身について、相手国がそのとおりにやっていくかというところが確認できれば十分な環境社会配慮が確保できるものと考えております。

○原科座長 それでいいのかな。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 済みません、地球・人間環境フォーラムの満田です。

恐らく似たあたりを違う表現で言っているのかもしれないと感じつつも、なお明確にしておきたいなと思っているのですが、現行の J I C A の環境社会配慮ガイドラインというものは、開発調査等の J I C A が行う協力事業における手続やら、その前の段階での意思決定やら、調査の中止などの意思決定については書いているのですが、今までの制度と違うものになるわけですね。今までは J I C A が無償資金協力の事前の調査を担当していて、外務省が無償資金協力に関する意思決定等を実施していたのでそういう立てつけになっているわけですね。意思決定と無償資金協力の実施も J I C A が行うようになっていのに、調査部分しかスコープに含んでいないガイドラインを使い続けるのはいかがなものかと。J B I C ガイドラインの大きな特徴というのは意思決定ですね。有償資金協

力に関する意思決定に環境レビューの結果を反映させるというその一面において特徴を有していると思いますし、その後のモニタリングなんかについても規定があると思いますので、そこは無償も有償もなくそれを使ったらいかかと、そういう提案でございます。

○原科座長 今、手が挙がりましたね。どうぞ。

○中山委員 無償は確かにやり方が変わったのですが、技術協力は今までと同じではないでしょうか。今まで審査していたのなら、それはどのようにやっておられたのか、ちょっと私はわからなかったのですが。無償は確かにシステムが変わるのですが、技術協力は今までどおりやられていいのならそれでいいのではないかと。

○原科座長 技協は私も今までやっておられていたと認識して、それは間違いないですよ。それも変わっているのですか。

○事務局（渡辺） 技術協力は、少なくともまず開発調査は開発計画調査型技術協力で同様に実施されます。それから、技術協力プロジェクトの場合は、審査段階の規定はないのですけれども、実施段階の規定がありますので、これを使ってやっていけるということになります。

○原科座長 審査段階の規定がない。でも、有償の場合と大分性質が違いますからね。だから、無償は有償のを参考にしたらいいかなというような皆さんの御意見ですね。

では、ここはどうしますかね。そういうことで御検討いただけるとありがたいですけれども、難しいですか。

○事務局（渡辺） これから審査にかかるような案件というのは現在既に調査を実施しているような案件なわけです。そういう前提を考えると、それこそ新しいガイドラインができるのは5年も6年も先という話だったら別ですけれども、我々としてはできるだけ早くガイドラインをつくっていただいて、それを施行したいと考えておりますので、そういった現在やっている調査を無視して審査をやれというような話ではなくて、現在の調査を生かして審査をやっていきたいと考えております。

○原科座長 おっしゃることはよくわかります。そんな無理なことを言っているわけではないのですけれどね。

○事務局（熊代） 相手もある話ですので、新しい話をするのであればそれなりに手続を踏んでいかないといけないと思いますので、基本的には今あるガイドラインの中でどこまでできるかというものを検討したということです。

○一般参加者（満田） 私たちが言っているのは、何も現在やっている調査の内容をひっ

くり返せとか拡大させろとか、何かすごいことを要求しているわけではなくて、調査後の話をしているわけです。調査が完了した後に、極めて精神的な言い方になりますが、環境レビューなるものが行われて、それが意思決定に反映されて無償資金協力につながっていきますねと。その無償資金協力の実施中には環境に関する何らかのモニタリングが実施されて、必要な場合ということになると思うのですが、それは現地における公開が望ましくて、それが定期的に新JICAにも報告されますねと、そういうことを言っているわけで、何か現在やっている調査を覆すような提案ではございません。

○原科座長 皆さんそういうことだと思います。そういうものを参考にとおっしゃったので。参考というのは、そのままやってもらいたいとはだれも言っていないと思います。

○事務局（渡辺） 我々は審査をやらないと言っているわけではなくて、その調査結果を使って審査をやりまし、モニタリングについてもJICAガイドラインの中で記載しておりますので、そういったものを使って実施段階をやっていくということで考えております。

○原科座長 無償でA案件があった場合、審査会も関与する。この場合でもそういうことで考えていいのでしょうか。審査諮問機関の関与です。

○事務局（渡辺） 無償のカテゴリA案件の場合には、協力準備調査の調査の段階で審査会ということを考えております。

○原科座長 フォローアップのような感覚でやっていただければいいと思います。

半年間ほどの当面の措置はこのようなことということになりますが、よろしいでしょうか。だから、御提案のような形になるということですね。あとは必要があれば審査会で、その前の段階は審査していますから、そのフォローアップみたいな形で扱う、そのようなことでやっていただければいかがでしょうか。何か問題があったときに担当者だけでは困ることがあると思いますので、そういう場合は審査会で御意見をいただくようなことをしてください。そのようなことでよろしいでしょうか。いいも悪いも出てきませんね。そうしますよ。

○一般参加者（満田） 今、渡辺さんが、無償資金協力であとうとも環境レビューはやるのだとおっしゃったのですが、それは調査終了後に有償資金協力みたいな形で、例えばアプレイザルミッションみたいなものを出すみたいなことをお考えなのでしょうか。

○事務局（渡辺） 調査終了後にアプレイザルミッションを出すという形になるかどうかは決めておりませんが、しばらくは基本設計調査の結果ということになりますけれ

ども、そういったものを使って、実際に環境社会配慮がきちんと確保されるかどうかを確認していくという形を考えております。必要であればミッションを出すとか、そういうこともあり得ると思っております。

○一般参加者（満田） ここに関しては大きな認識のずれはないと思っておりますが、私たちが割としつこく粘っているのは、協力準備調査なる調査と新JICAとしてやられる環境レビューは別物ですよということを最後に強調させていただきたいと思っております。つまり、何回か、協力準備調査自体が審査の一部みたいな発言も、前回の外務省の方もそうとれるような発言をされていたのですが、やはり案件形成段階に行う調査と、新JICAがみずから行ってみずから判断を行うための審査なり環境レビューというものはきちんと分けて行くべきだということを強調させていただきたいと思っております。

○原科座長 その点は皆さんそういう御理解ですね。

○事務局（渡辺） 調査と審査は別物と理解しております。

○原科座長 では、今の点は確認させていただきました。

それでは、今の御提案のようなことで、半年ほどになりますけれども、当面の措置を講じていただく、そして必要に応じて審査会に諮問していただくというような格好にしたいと思っております。

（3）補足調査について

○原科座長 次は、もう時間も来てしまいましたので、（3）の補足調査について御説明させていただきたいと思っております。これは前に御説明いただいたもののまとめみたいなものですね。

○事務局（渡辺） 既に1回御説明しておりますので、とりあえず資料にこういうことが書いてあるという御紹介だけさせていただきたいと思っております。

まずJICA側の17-3-1というA4の2枚紙のペーパーでございます。対象案件は既に御説明させていただいたとおりでございますので、どういう調査があったのかというのは3番から書いてございますけれども、実際には既に2回ほど前にお配りしましたけれども、英文のレポートの方に詳細が書いてございますので、そちらをごらんいただければと思います。それから、調査から得られた課題と論点については、前回説明のときに示すようにという御意見もございましたので、2ページ目のところに4番としまして、内容は省きますけれども、1つはステークホルダー協議・情報公開関係の課題について、それか

ら3ページ目にJICAの環境社会配慮ガイドラインの相手国側の理解についてということで課題を示させていただいております。

○原科座長 今の御報告について何か御質問ございますか。

ステークホルダー協議に関して少し緩和してもいいという御意見がありまして、私はこの調査結果はそこまで強い根拠にならないのではないかと申し上げたのですが、このまとめではそれは、逆にこれでいいのだというようなニュアンスの表現があるのでちょっと気になりました。あの1つのケースだけで一般化するのは非常にまずいと思います。しかもその中身が実際にどうか、詳細を見ないとわからないので、詳細にデータを示していただかないでこのように断言されるのはちょっとまずいかなと思いました。というのが私の意見です。これはより詳細にデータをいただいた上でまた検討すればいいと思いますが、ともかく現状に対してこのような御報告をいただきました。

では、こういったことを踏まえまして整理したいと思います。

それでは、国際協力銀行の方からお願いします。

○事務局（杉本） J B I Cの調査結果でございます。資料17-3-2と右肩に打つてあるものをごらんください。

1ページからの調査概要につきましては、前回、速報版を御説明させていただいたものを基本的にその表現を使ってまとめております。時間も押しておりますので内容につきましては省略させていただきますが、調査の結論ということで4ページ以降にまとめを記載しておりますので、簡単に御説明させていただきます。

結論としては3つ、今後の改善点ということで出させていただきます。（1）が、これはガイドラインにもございますが、検討すべき環境社会影響のスコップをどう見ていくかという話。（2）（3）はどちらも事後の実施のモニタリングに関係してくる点でございますけれども、（2）は、主に借入人、相手国側がどのような情報の視野なりをステークホルダーなりで図っていく必要があるのかという点、（3）が、それに対しまして、新JICAとしてどのようなアクティビティ、モニタリングが承諾後に必要になってくるのかという、その3点を今回の調査を踏まえた要改善点ということで出させていただきます。いずれの論点につきましても、速報版の御説明をさせていただきましたときに、具体的にこの案件でということで触れさせてはいただいておりますので、それに基づいて出させていただきます。調査結果の具体的な事例としましては、この（1）（2）（3）の中にそれぞれ記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。改善を要する事項ということで3点御指摘いただきました。より進んだ環境配慮を進めようというようなことになると思います。よろしいでしょうか。——では、これも御報告をいただいたということで参考にさせていただきます。

○事務局（廿枝） 済みません、先ほどの当面の措置で2点補足なのですが。

1つは、この紙には書いてないのですが、異議申立手続も当面は現行のそれぞれの異議申立手続を引き継ぐということで、J B I Cでは現行2人——1人は松下先生ですが——の審査役の方がいらっしゃるのですが、当面の措置ということで、その2人の方には、引き続き新J I C Aにおいても、新しい異議申立手続ができるまでの間は審査役を引き受けていただけるということになっておりますので、そのような対応にしたいと思っています。

もう1つは、協力準備調査の暫定的な措置の2点目ですね。カテゴリ分類がAのフィージビリティ調査については原則として審査会の助言を求める。ここについては、この前の審査会の議論のときにもございましたが、現状のJ I C Aの審査会でも、当然10月以降も仕掛かり中の案件が結構な数ございまして、10月以降、新J I C Aの協力準備調査でF/Sを行う際に、それをオントップで追加して、しかも手続的にも現行のJ I C Aの審査会の手続そのものでやるには運用上非常に厳しいと考えておりまして、ただ、そうはいってもカテゴリAのF/Sなので、何らかの形で審査会の方々の、諮問という形ではないですが、助言をいただくということで、当面の措置ですので、とりあえずはいわゆるスコーピング段階になろうかと思いますが、審査会の運用状況もにらみながら、無理のない範囲で行いたいと思っております。

○原科座長 審査会を強化したりはしないのですか。

○事務局（熊代） まだ新しいガイドラインが決まっていませんので、基本的には今の委員の方で御了承いただいた方々を延長という格好で、今の形態でやっていくことを考えております。

○原科座長 今回の御説明はよろしいでしょうか。

○高梨委員 1点、これは前から議論していた、「協力準備調査」という同じ名称でこれから使うことになると思うので、「F/Sのための協力準備調査」、「基本設計のための協力準備調査」と、J I C Aさんの中で、ニックネームではないですけども、何か分ける予定はあるのですか。みんな「協力準備調査」というわけですか。

- 原科座長 そうですね。我々の議論でもいつもそれはありましたね。
- 高梨委員 公示なんかでは括弧して書くのですかね。もしよろしければ。
- 原科座長 ひとくくりにもとめるのはかえって効率が悪いですね。こんがらがってしま
う。みんな扱い方が違うでしょう。
- 事務局（熊代） 基本的には、3つのスキームを一緒に、まずは形成のところは1本で
ということなので協力準備調査をやっていますので、ニックネームなのか何なのかわかり
ませんが、仕分けをどうするかというのは、こちらの業務フローチームと相談したいと思
います。
- 原科座長 これは仕分けをしていただかないと我々もわからなくなってしまう。
ほかにございますでしょうか。
- そうしたら、JICAの方も異議申立制度の説明をしてもらえますか。
- 事務局（渡辺） 申し遅れましたけれども、JICAの方の異議申立制度も現在のもの
を使っていくということで、原科座長、それから名古屋大の井村先生に引き続き審査役を
お引き受けいただいております。
- 原科座長 それでは、この件はいいですね。
では、どうぞ。
- 清水委員（代理・波多江） 10月以降の当面の措置ということで、先ほども議論しま
した協力準備調査の報告書の公表についてなのですけれども、これは当面の措置というこ
とで理解してよろしいのでしょうか。それとも違った意図があるというか、これでもう決
まりということなのでしょうか。
- 事務局（廿枝） まず協力準備調査の報告書の公開自体は、もちろん皆さん御関心高く
ていらっしゃるのとは分かるのですが、別に環境社会配慮に限った調査ではございませ
んで、調査報告書の公開方針自体が新しい環境社会配慮ガイドラインがセットされたとき
にダイレクトに協力準備調査報告書の方針の変更につながるかどうかというのは、それはそ
うですと言い切れないところがございます。ただ、新しいガイドラインで環境社会配慮の情
報公開についても当然入ってきて、セットされた段階で、それが翻ってそれ以外の部分も
含む協力準備調査の報告書そのものの公開の運用に何らか影響がないとも限らない。そこ
は協力準備調査と環境社会配慮ガイドラインは全く100パーセント重なっているわけ
ではないですが、全く別物でもないもので、重なっている部分はあるわけです。その重なっ
ている限りにおいて、新しい環境社会配慮ガイドラインができた時点で、協力準備調査その

ものの報告書の公開方針に影響がある場合もある。済みません、何か奥歯に物が挟まったような感じで。要は、関係がないとは言えない、何らかの変更の可能性はないとは言えないということでございます。

○原科座長 よろしいですか。

ほかに御質問とか御意見はございますでしょうか。

(4) 今後の進め方について

○原科座長 よろしければ、今度は(4)「今後の進め方について」でございます。

これは何度も言ってまいりましたが、一応きょうの段階で一区切りをつけて、中間報告をまとめると。まとめ方に関しては、有識者委員会としてですので、学識委員の4名でまとめるという話になっておりまして、それはこの前確認しました。私に取りまとめ役ということで作業を進めます。

あとは、できればこの17回までの間で論点に対して不明確な点などをこの場で議論して確認したいと思ったのですが、そういう時間がとれませんでした。そういうこともございますけれども、とにかく一応まとめてみて、それをむしろ中間報告書の案という格好にしまして、それをもう一回公開の場で議論していくというような形がいいと思います。そういうことをしないとなかなか先へ進めないと思います。

そこで今後ですが、10月の半ばまでは新JICAがスタートして事務局も大変だということで、しばらく間があいてしまいましたが、できたら下旬ぐらいには案の議論をしたいと思います。そんなところでよろしいですか。20日以降にはしたい。そこで2~3度もんで、ある程度案を固めたら、それをお渡しして、11月の段階でガイドラインの案をつくっていただく。でき上がったものをフィードバックといいますか、この場合は文言の検討です。そこが一番大事ですね。その上で審議をするのが12月ぐらいでしょうか、回数がある程度必要かもしれませんけれども、やりまして、できたら1月にパブリックコメントに出すということですね。パブコメとパブコン。それが2月中ぐらいまでに終われば、何とか4月1日の制定施行に持っていきたい。場合によっては、議論の時間が足りない場合にはスケジュールが1~2カ月ずれ込むかもしれませんけれども、余りずれ込まないようにしたいと思います。そうしないと暫定措置が続いて、それもぐあいが悪いと思いますから。そんなことで進めたいと思います。

他方、新J B I Cの方は既に案ができていますけれども、パブコンとかいろいろありまして結局2月ぐらいに運用だと聞いておりますから、4月に間に合えば結構悪くないなどという感じがします。

そんなことでよろしいでしょうか。

中間報告のつくり方ですが、これまでずっと事務局で論点整理のまとめをつくっていただきましたので、こういうものとか、それから何といても議事録でございますけれども、議論ですね、それをベースにまとめたいと思います。ある程度一気にやらないとまとまらないので、そこは何とかやりますけれども、ともかくまたそれをフィードバックしますので、これまでの議論で、議論を尽くせなかったこととかはそのときにまた議論していただきたいと思います。

そのようなことでここで区切りをつけさせていただくということによろしいでしょうか。——では、御賛同をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

次回の日程はきょう決めるのですか。あるいは日程調整は改めてやった方がよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 追って調整させていただきたいと思います。

○原科座長 そうですね。きょうは早くお帰りになった方もおられますし、欠席の方もおられますので、それから新J I C Aのいろいろな作業のスケジュールもございますので、20日以降に持たせていただくということにいたしまして、日程については改めて調整させていただきます。

では、どうもありがとうございました。

午後6時54分 閉会